

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年9月まで

私は、昭和49年8月に離婚したため、同年8月にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、同年8月から50年3月までの国民年金保険料を、自宅に来る集金人を通じ納付書を使って納付していた。

その後、A市からB市に転居して、昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、兄の死後、義姉の経営する店で働いていたので、私の給料から、義姉が保険料を差し引いて、国民年金と国民健康保険の保険料を納付してくれていた。

国民年金に加入後、申立期間の国民年金保険料はA市及びB市で納付してきたのに、私の記録は、昭和50年1月から同年9月まで未加入期間になっており、保険料も未納の記録になっている。しかし、私の所持する国民年金手帳の強制加入被保険者期間は49年8月から56年7月までの記録になっており、自身で50年1月に資格の喪失手続きをした記憶もない。

申立期間について、納付記録が無く、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は昭和50年1月1日にA市で国民年金被保険者資格の喪失手続きを行い、同年10月1日にB市で被保険者資格の再取得手続きを行ったことが記録されている。しかし、申立人に係る特殊台帳を見ると、同年8月にA市を管轄するC社会保険事務所(当時)から台帳の移管を受けたD社会保険事務所(当時)が、同年1月1日付けの資格の喪失及び同年10月1日付けの資格の再取得の記録を約1年後の51年5月に社会保険庁(当時)に進達していることが確認でき、不自然である。また、この進達時点まで、申

立人の年金記録は、申立期間が強制加入被保険者期間であったものと推定でき、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であったものと考えられる。

さらに、申立期間が未加入期間と記録されていることについて、申立人は申立期間に婚姻しておらず、厚生年金保険に加入していた記録も無いことから、申立人が昭和 50 年 1 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を喪失する理由が見当たらない上、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、同日に資格を喪失した記録が無く、オンライン記録と符合しない。

加えて、B 市に転居した昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、義姉と一緒に納付してくれていたと申立てているところ、義姉は申立期間の保険料を納付していることがオンライン記録から確認でき、義姉が申立人に係る当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和53年末ごろにA市B区役所で住民票の転出届出を行い、翌54年1月4日にC市に転居し、同年1月8日にC市役所D出張所で転入手続と同時に国民年金の住所変更をしたと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料について、転入手続の際に、市役所出張所で納付したか、自宅兼店舗近くの銀行のいずれかで納付したと思っていたが、銀行でさかのぼって納付したかもしれない。

私は、これまで国民年金保険料を滞納したことは一度もないと考えているので、申立期間について、保険料が未納と記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月にC市で転入手続を行い、同年以降、同市で申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の直前である昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料を同市で現年度納付していることが確認できるところ、申立人に係る特殊台帳を見ると、同期間について当初未納の記録となっており社会保険事務所（当時）が54年に催告したが、後日、納付済みであったことが判明し、納付記録を追記している記録が見られる。

上述の点について、日本年金機構Eブロック本部F事務センターは、「昭和54年3月に台帳移管を受けたG社会保険事務所（当時）が、同年の催告時点で未納と記録されていた53年10月から54年3月までの未納保険料について、催告を行ったものと考えられるが、その後、53年10月から同年12月までの

保険料について、C市で既に現年度納付されていたことが判明したため追加したものである。」と説明していることから、C市と社会保険事務所との間で何らかの事務的過誤が生じ、申立人の納付記録が失われていたものと考えられ、申立期間についても同様に納付記録が失われている可能性を否定できない。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立期間は3か月と短期間であり、申立人が、申立期間の保険料のみ現年度納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月まで

私は昭和 52 年 11 月に結婚した後、夫の両親に勧められて自分で A 市役所に出向いて国民年金の加入手続をした。その際、同市の職員から今までの未納期間があるのでそれを納付するように言われ、その場で納付書を作成してもらい、その日のうちに金融機関でまとめて納付したように思う。

申立期間の国民年金保険料は自分で納付したことを覚えており、未納期間は無いものと思っているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 52 年 8 月からしばらくたった 53 年中に A 市で国民年金の加入手続を行い、同時に未納となっていた申立期間の国民年金保険料の現年度納付書を入手の上、同日中に金融機関で保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期について、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和 53 年 4 月 28 日に同市で加入届出を行っていることが確認でき、申立内容と符合する。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金強制加入資格の取得日（昭和 52 年 8 月 1 日）が記録されていることから、同市は申立人が国民年金の加入時点（昭和 53 年 4 月 28 日）で申立期間の国民年金保険料が未納であることを把握しており、かつ、同日は申立期間の保険料を現年度納付できる納期限であることから、同日中に現年度納付するよう勧奨したと考えるても不自然ではない。このことは、同市が「たとえ納期限ぎりぎりに加入手続に来た被保険者に対しても、現年度の納付書を発行して

いたと考えられる。」とする説明と符合する。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間に国民年金保険料の未納は無く、申立期間は8か月と比較的短期間である上、同期間は経済的に納付が困難であることをうかがわせる事情が見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年2月まで

私は、国民年金の加入手続をした時期は忘れたが、手続をした当初からA社に勤めるまでは免除を申請し、後から国民年金保険料を追納した。

また、A社には、申立期間を含む昭和61年4月から平成2年3月までB職として勤務し、その都度国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間のうち、国民年金への加入手続時点で免除申請の遡^{そきゅう}及が可能であった昭和58年7月から、60歳に到達する平成21年*月までの期間において、申立期間を除き未納期間は無い上、合計約8年間にわたる申請免除期間の国民年金保険料を後日すべて追納していることが確認でき、加入手続以降における申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和61年4月から平成2年2月までの期間については、A社においてB職として勤務しており、比較的収入も安定していたことから、国民年金保険料を現年度納付していたと主張しているところ、同社が作成する同職の従事者一覧によると、当該期間において申立人が同職に従事していたことが推認でき、申立内容と一致している上、オンライン記録によると、申立人が同職として勤務を始めた昭和61年4月から申立期間の直前である平成元年3月までの期間の保険料は現年度納付されていることが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は11か月と比較的短く、その前後は国民年金保険料の納付済期間である上、申立期間の前後を通してB職であったとする申立人の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立

期間の直前まで保険料を現年度納付していた申立人が、申立期間の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 45 年 12 月ごろ、母が国民年金の加入手続を行い、私が国民年金保険料を自分で納付し始めるまでの間は、母が納付していた。

しかし、母が納付した期間と、私が昭和 52 年 4 月から働き始めたので、自分で納付するようになった期間（申立期間①）が未納とされており、納得できない。

また、昭和 62 年 4 月の退職後、自分の性格上、国民年金の加入手続を行わず、3 か月（申立期間②）だけ未納のままにすることは考えられず、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期について、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の番号に存在する任意加入被保険者の資格取得日から昭和 54 年 8 月ごろであることがオンライン記録より確認でき、申立人に係る加入手続時期は、この時期であると推認できることから、申立期間②はその後の期間に当たり、制度上、現年度納付を行うことは可能であると言える。

また、オンライン記録によると、申立期間以外において、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金被保険者資格の再取得を行っている事跡も確認できる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳及び平成 9 年 8 月に作成された申立人に係る A 市 B 区の国民年金被保険者名簿からは、申立期間②に係る国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日の記載が確認できる上、オンライン記録から

は、当該取得及び喪失の記録の入力処理が^{そきゅう}遡及して行われた事跡を確認できないことから、申立期間②については、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、遅滞なく国民年金の資格取得届の提出がなされていたものと推認できる。この場合、申立人が遅滞なく届出を行いながら、申立期間②に係る国民年金保険料の未納を看過したとすることは不自然であり、申立期間②については、上記資格の取得手続後、納付書の交付に応じて保険料の納付がなされた可能性を否定できない。

一方、申立期間①については、上記加入手続時点よりも前の時期に当たることから、少なくとも申立期間①当時においては未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を現年度納付することはできない上、上記加入手続時点において、申立期間①のうち、昭和 52 年 6 月以前の保険料は、時効により、既に保険料を納付することはできない。

また、上記加入手続時点において、申立期間①のうち、昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は、過年度保険料として納付可能であったが、当該期間をさかのぼって納付したとすることは、52 年 4 月以降、自ら遅滞なく保険料を納付していたとする申立内容とは一致しない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①のうち大部分の期間に係る国民年金保険料の納付を、亡くなった母親に任せていたとしており、これらの状況の詳細は不明である上、その後、自ら納付を行っていたとする期間についても保険料の納付をめぐる記憶については曖昧である。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から51年1月まで

私の国民年金の加入手続は、母がしてくれたと聞いており、結婚前の国民年金保険料の納付は一切を母に任せていたので、加入時期及び保険料の納付状況については何も分からないが、父母は保険料をすべて納付済みであるのに、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳を見ると、昭和50年度の月別納付記録欄には、申立期間の最終月を含む昭和51年1月から同年3月までの3か月間について、現年度により国民年金保険料を納付したことを示す3個のゴム印が確認できる上、申立人が結婚直前に転居したA市の被保険者台帳においても、当該期間は納付済期間として記録されているところ、上記特殊台帳の昭和50年度の納付月数進達欄には、2か月分の保険料しか納付していないことを示す「0200」と記載されており、明らかに誤記であることが認められるとともに、これがオンライン記録に反映されたものと考えられることから、申立期間のうち、昭和51年1月の保険料については、納付していたものとみるのが相当である。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述の昭和51年1月に払い出されていることが確認できることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間のうち、50年12月以前の期間の保険料については、加入手続前の過年度保険料及び現年度保険料であり、保険料をさかのぼって納付することと

なるが、申立人は、保険料の納付に直接関与していない上、申立人の母親から保険料をさかのぼって納付した話は聞いたことがないとし、母親も高齢等により当時の事情を聴取することができない状態であると陳述していることから、具体的な納付状況は不明である。

また、申立人の両親についてみると、両親の国民年金手帳記号番号は、昭和36年6月に連番で払い出されており、国民年金制度が発足した同年4月から60歳期間満了まで、申立期間を含めて国民年金保険料を納付しているが、この場合、申立人の母親が両親の保険料と一緒に、申立期間のうち、50年12月以前の申立人の保険料を納付するためには、申立人に別の手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、当該期間は6年以上に及び、これほどの長期間にわたり、行政が申立人の納付記録のみを毎回連続して事務処理を誤ることは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立期間のうち、昭和50年12月以前の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 3 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成 3 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 52 年 10 月ごろに、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、加入当初から母が市役所内の銀行で納付してくれていた。

平成になってしばらくしてからは、私が自分で国民年金保険料を納付するようになったが、母も私も納付書を送付されてくれば必ず納付していたのに、申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に満 20 歳に到達した日又は被用者年金の被保険者資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立期間①について、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 57 年 2 月ごろに加入手続が行われたものと推定され、52 年*月*日までさかのぼって強制加入被保険者の資格を取得していることがオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人の所持する年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間①のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効にかかわらず納付が可能な期間の保険料については、過年度保険料となるが、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、納付書を送付されてくれば、

その都度市役所内の銀行で保険料を納付していたが、加入当時に過去の保険料をまとめて納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、昭和52年10月ごろに申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を送付されてくる納付書でその都度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人及びその母親も、これまでに交付された年金手帳は、現在所持する1冊のみであると陳述している。

さらに、申立期間①は3年以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②及び③について、申立人のオンライン記録によると、申立期間①直後の昭和56年4月以降、現在までの約29年間において、申立期間②及び③以外の国民年金保険料を完納しているほか、59年1月から同年3月までの未納期間について、60年12月に過年度納付しているなど、申立人及びその母親の納付意識の高さとともに未納解消の努力がうかがえる。

また、申立期間②及び③は、それぞれ3か月間と短期間である上、前後の期間は国民年金保険料の納付済期間であることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人又はその母親が、申立期間②及び③の保険料を過年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年1月から同年3月までの期間及び平成3年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年6月までの期間及び同年10月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年6月まで
② 昭和61年10月から63年3月まで

私は、昭和57年12月に会社を退職し、独立する目的で仕事に就いたため、母に私の国民年金の加入手続を依頼し、国民年金保険料についても、結婚するまで母に給料を渡し、その中から納付してもらっていた。

昭和62年9月に結婚後しばらくして独立開業し、A市に転居してからは、妻（当時）が私の国民年金保険料を納付してくれていたため、当時の状況はよく分からない上、母は死去し、納付した証拠となるものも無いが、当時母からは、もれなく保険料を納付していたと聞いており、申立期間①及び②だけが未納であるはずがないので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が結婚するまで、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、昭和51年5月に国民年金に任意加入して以降、60歳期間満了となる平成5年*月まで、第3号被保険者期間以外の保険料を完納している上、申立人は、会社を退職した昭和57年12月から結婚する直前の62年8月までの国民年金被保険者期間において、申立期間①及び②のうち、結婚前の期間を除き、保険料を完納していることから、結婚前における申立人の保険料については、申立人の母親が自身の保険料と一緒に納付していたものと考えるのが自然であるとともに、納付意識が高かったことが認められる。

また、申立人の母親は、申立期間①及び②のうち、昭和62年6月以前の国民年金保険料については、納付済みであった上（そのうち、昭和62年5月及び同年6月の保険料は、同年5月に第3号被保険者の資格を取得したため、同年

9月に還付されている。)、当該期間は3か月間及び9か月間とそれぞれ短期間であることなどを踏まえると、納付意識の高い母親が、当該期間の保険料のみを自身の保険料と一緒に納付しない理由は見当たらない。

一方、申立期間②のうち、結婚前の昭和62年7月及び同年8月の国民年金保険料は、亡くなっている申立人の母親も、当時は第3号被保険者のため納付実績がないほか、申立期間②のうち、結婚後、申立人の妻が保険料を納付してくれていたとする同年9月以降の期間について、申立人に係る転居後のA市の被保険者名簿を見ると、その作成日は、申立期間②直後の63年4月であることから、このころに申立人に係る国民年金の住所変更手続が行われたものと推定されるところ、この時点において、当該期間は住所変更手続前の期間であり、保険料をさかのぼって納付することとなるが、申立人は、その妻とは既に離婚し、妻からは申立人の保険料について納付を開始した時期を含めて当時の事情を聴取できないと陳述している上、申立人自身は、いずれの期間も保険料の納付に直接関与していないことから、結婚前後における納付状況は不明である。

また、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が結婚前に申立期間②のうち、昭和62年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたこと、及び申立人の妻が結婚後に申立期間②のうち、同年9月以降の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年6月までの期間及び同年10月から62年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から57年8月まで
② 昭和61年12月
③ 昭和62年5月

国民年金の加入については、昭和52年5月ごろ、国民年金の加入用紙が自宅に届いたので、私自身が、元夫の国民年金の加入手続と一緒に、A市B区役所に出向き行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料については、送付された納付書を持って、郵便局及び銀行で納付し、元夫の銀行口座から口座振替で保険料を納付していたはずである。

申立期間①の国民年金保険料の納付を始めたころの金額は、一人分で月額7,400円だったはずであるが、申立期間②及び③の保険料額については、はっきりとは覚えていない。

また、いつの時期かははっきりとは分からないが、途中から国民年金保険料が急に値上がりして1万4,000円になったことも覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和62年3月10日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間③の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間③は、1か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は、現年度納付している。

しかし、申立期間①について、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点においては、当該期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①当時の国民年金保険料について、一人分で月額7,400円だったはずであるとしているところ、当時の保険料は、月額2,200円から5,220円までの間であり、7,400円となったのは、申立人の保険料の納付が確認できる直後の、昭和62年4月からであり、この時の納付保険料額と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立期間①は5年4か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

次に申立期間②について、オンライン記録を見ると、平成8年10月2日になって、申立人の国民年金第3号被保険者資格の喪失日及び第1号被保険者資格の取得日が、昭和62年1月1日から61年12月31日へ変更処理されていることが確認でき、この変更処理以前においては、当該期間は第1号被保険者期間ではなく、第3号被保険者期間とされていたものと考えられる。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月から62年9月まで
② 昭和63年4月から平成元年3月まで

時期は定かではないが、結婚後間もない時期に、夫が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

加入手続後から昭和62年ごろまでの国民年金保険料については、夫の会社に銀行の外交員が毎週きていたので、納付書に現金を添えて、私が夫婦二人分を定期的にその外交員に渡しており、それ以降は、金融機関で納付していたと思う。

しかし、時期ははっきりとは覚えていないが、数枚の納付書を使用して、金融機関でまとめて納付したこともあったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、平成元年4月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、納付記録が始まる昭和62年10月以降、申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、平成12年4月以降の保険料については前納するなど納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②は12か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立人は、時期ははっきりとは覚えていないものの、数枚の納付書

を使用して国民年金保険料をまとめて納付したことがあると陳述しているところ、オンライン記録を見ると、申立期間②直前の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料について過年度納付していることが確認できる。

これらのことから、申立期間②直前の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付した当時において、未納保険料の解消を図ろうとした申立人が 6 か月分のみを過年度納付し、申立期間②の保険料について未納のまま放置したとは考え難い。

このほか、申立期間②当時における申立人の生活状況に特段の変化はなく、仕事も順調であったと認められる。

一方、申立人は、結婚後間もない時期に夫が国民年金の加入手続きを行い、自身が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てているものの、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 4 月 10 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①のうち、昭和 50 年 2 月から 61 年 12 月までの保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間①のうち、昭和 62 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、過年度納付することは可能であるものの、申立人は、保険料をまとめて納付したことがあると主張するのみで、納付金額及び納付期間等過年度納付に関する記憶は明確ではない。

さらに、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外に手帳の交付を受けたことは無いとしているところ、当該手帳記載の当初の住所は、申立人が昭和 62 年 11 月に転居したと陳述している A 市 B 区 C となっており、申立期間①当時の住所地である同区 D の記載は無い。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間①の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から62年3月まで
② 昭和63年4月から同年12月まで
③ 平成2年4月から3年3月まで

時期ははっきりと覚えていないが、母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行い、その後は、年度初めの4月に1年分の国民年金保険料を前納してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から平成3年2月ごろに払い出されていると推認され、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間③の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立期間③は12か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人の所持する納付書・領収証書を見ると、申立期間③直前の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料について、国民年金手帳記号番号の払出時期である3年2月4日に納付しており、また、オンライン記録を見ると、納付時期は不明であるものの、その直前の元年1月から同年3月までの保険料について、過年度納付していることが確認できる。

これらのことから、申立人の母親は、平成3年2月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、納付可能な過去の未納期間の国民年金保険料を納付したものと認められ、同様に納付可能であった申立期間③の保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

次に、申立期間①及び②について、上記のとおり、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立人の母親は、さかのぼって納付できる期間の国民年金保険料について、一括して納付した一方、当該期間の保険料については、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、自身の国民年金保険料の納付について関与しておらず、また、申立人の保険料の納付を担っていた母親から申立期間①及び②の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月25日
② 平成19年8月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賞与明細書を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成18年12月25日及び19年8月10日支給分の賞与に係る賞与明細書及びA社保管の賃金台帳から、申立人は、申立期間において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、60年4月から同年9月までは8万円、同年10月から61年3月までは6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から61年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社から関連会社であるB社へ異動した時期であり、継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及びA社の元同僚の陳述から、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し(昭和61年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和60年4月から同年9月までは8万円、同年10月から61年3月までは6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が平成11年2月10日に適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も「当時のことは詳しくは分からない。」と陳述しているものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれ

に基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和60年4月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から61年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月26日から44年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、会社の支店が移転した時期であるが、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日の昭和43年10月26日に被保険者資格を喪失し、同社C支店が適用事業所となった44年1月1日に被保険者資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同じ職種及び形態で勤務していたとする同僚の申立期間の一部に係る給料支払明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭

和 43 年 9 月の社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間は、A 社 B 支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日から同社 C 支店が適用事業所となった日までの期間であり、同社は適用事業所ではない。

しかし、A 社 B 支店及び同社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社 B 支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 43 年 10 月 26 日に資格を喪失している 15 人のうち 9 人が、同社 C 支店が適用事業所となった 44 年 1 月 1 日に同支店で資格を取得していることが確認できること及び同僚の陳述内容から、A 社 B 支店は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は平成 11 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため不明であるが、同社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 10 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月14日は11万円、17年7月14日は13万円、同年12月5日及び18年7月14日は15万円、同年12月12日は17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月14日
② 平成17年7月14日
③ 平成17年12月5日
④ 平成18年7月14日
⑤ 平成18年12月12日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。申立期間には、11万円から17万円の賞与の支払を受けており、賞与から保険料を控除されていたことが確認できる賞与支払明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支払明細書及び源泉徴収票から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書の保険料控除額から、平成16年12月14日は11万円、17年7月14日は13万円、同年12月5日及び18年7月14日は15万円、同年12月12日は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（18万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
私は、平成 9 年 8 月に A 社に入社し、現在も勤務している。

ねんきん定期便を確認したところ、平成 11 年 10 月から 12 年 9 月までの期間の標準報酬月額は 16 万円となっているが、提出する給与明細書のとおり、標準報酬月額 18 万円に相当する保険料が控除されている。

給与明細書を提出するので、申立期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立人提出の給与明細書及び事業所提出の賃金台帳によると、平成 11 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額から算定される同年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額は、その主張のとおり、本来、18 万円となるべきところ、オンライン記録では 16 万円となっている。

しかしながら、当該給与明細書及び賃金台帳によると、平成 11 年 10 月の定時決定以降の申立期間に係る保険料は、各月とも、オンライン記録上の 16 万円ではなく、本来あるべき正しい標準報酬月額 18 万円に見合う保険料が控除されている。

また、申立事業所において健康保険整理番号が申立人と連番となっている同僚の賃金台帳をみると、同人の平成 11 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額から算定される同年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額は、本来、16 万円となるべきところ、オンライン記録では 18 万円となっているが、同年 10 月の定時決定以降の申立期間に係る保険料は、オンライン記録上の 18 万円ではなく、

申立人の場合と同様に、本来あるべき正しい標準報酬月額 16 万円に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

一方、申立事業所において申立期間に在籍していた全従業員（平成 11 年は 119 人、12 年は 122 人）の賃金台帳等を悉皆調査したところ、申立人及び上記連番の同僚以外の全員については、これら各人の平成 11 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額から見て、オンラインに記録されている同年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額は適正な額となっている上、申立期間の保険料は、当該標準報酬月額に見合う保険料が控除されており、また、申立人及び上記連番の同僚についても、上記のとおり、賃金台帳上は、その本来あるべき正しい標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

以上のとおり、申立人を含む全員が、その本来の正しい標準報酬月額に見合う保険料を控除されていることが確認できることから、申立事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士法人（当時は、社会保険労務士事務所）は、「算定基礎届は、あらかじめ事業所賃金台帳から各被保険者の 5 月から 7 月までの報酬月額を当方のシステムに入力し、当該報酬月額データを算定基礎届様式に印字して提出する一方、同データに基づき、各人の定時決定後の標準報酬月額と保険料額を同システムで算出し、保険料一覧表として事業所に通知し、事業所は当該保険料一覧表に基づき保険料を控除していた。」旨を陳述しており、また、申立事業所は、「当社と社会保険事務所のどちら側がミスをしたのかについては、当時の算定基礎届(控)及び標準報酬月額決定通知書等の資料が保存されていないため証明できないものの、当社は正当な給与支給額に基づく適正な保険料を控除している。」旨を回答している。

これらの事実から、平成 11 年 10 月の定時決定において、申立人と上記同僚の記録に事務過誤が生じたものと考えられるところ、保険料は、算定基礎届と同一データから作成された資料に基づき控除していたとされる中で、申立人及び上記同僚を含む全員が、申立期間において、その本来あるべき正しい標準報酬月額に見合う保険料を控除されているなど、事業所提出の算定基礎届に誤りがあったとする事情は見当たらないことから判断すると、事業主が、申立人の申立期間に係る算定基礎届を誤って記載して届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業所提出の賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（申立期間当時は、B社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和49年11月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月12日から50年1月7日まで

私は、昭和49年10月22日にB社に入社し、同社C支店及びグループ企業への異動はあったものの、現在も継続して同社に勤務している。

しかしながら、「ねんきん特別便」を見ると、申立期間における厚生年金保険の記録が欠落している。

申立期間はB社C支店管轄のD事業所に勤務していた期間であり、同社に問い合わせたところ、転勤に伴う社会保険の得喪手続に事務過誤があったと考えられると回答しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間を含め同社に継続して勤務し（B社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「B社に入社後、同社本社において約1か月間の研修を受講し、その後、同社C支店管轄のD事業所に配属となった。」と陳述していること、及び申立人と同じく昭和49年10月22日付けで同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の記録を見ると、同年11月1日付けでB社における被保険者資格を喪失するとともに、同社E

支店において資格を取得していることが確認できることから判断すると、同年11月12日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、異動に伴う被保険者資格の得喪手続において事務過誤があったと認めていることから、事業主が申立人に係る資格取得日を昭和50年1月7日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る49年11月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月30日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を46万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、A社の賞与支払額明細書によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における平成16年度夏期賞与支払額明細書により、申立人は、平成16年6月30日に支給された賞与において、46万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年8月12日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を15万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月12日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、私が所持する給与支給明細書によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、平成17年8月12日に支給された賞与において、15万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年8月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月19日及び同年12月20日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を同年7月19日は17万円、同年12月20日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月19日
② 平成18年12月20日

申立期間①及び②に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与明細書によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与支払明細書により、申立人は、平成18年7月19日及び同年12月20日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額(平成18年7月19日は17万円、同年12月20日は30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月19日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月19日及び同年12月20日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を同年7月19日は17万円、同年12月20日は21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月19日
② 平成18年12月20日

申立期間①及び②に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与明細書によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与支払明細書により、申立人は平成18年7月19日及び同年12月20日支給された賞与において、その主張する標準賞与額(平成18年7月19日は17万円、同年12月20日は21万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月19日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月19日及び同年12月20日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を同年7月19日は17万円、同年12月20日は21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月19日
② 平成18年12月20日

申立期間①及び②に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与明細書によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与支払明細書により、申立人は平成18年7月19日及び同年12月20日支給された賞与において、その主張する標準賞与額(平成18年7月19日は17万円、同年12月20日は21万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月19日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月20日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を同年12月20日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賞与明細書によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与支払明細書により、申立人は平成18年12月20日に支給された賞与において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月 21 日から 41 年 3 月 28 日まで
② 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで

A社及びB社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給されたこととされている。しかし、私は、脱退手当金という制度自体を知らなかったため、請求も受給もしていない。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和42年4月27日に支給決定されていることが確認できる。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるC社及びD社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、4回の被保険者期間のうち、最初の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性14人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録の有る者は申立人を含めて2人だけであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和40年4月1日から平成14年1月までA社に在籍していたが、同社からB社に出向した際、A社が資格喪失日を昭和49年3月1日とすべきところ、誤って同年2月28日として社会保険事務所（当時）に届け出たため、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。

会社の手続上の誤りなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和49年3月1日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務的過誤により申立人の資格喪失日を誤って社会保険事務所に届け出たため履行していないとしていることから、事業主が昭和49年2月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和28年9月5日、資格喪失日は29年3月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月21日から同年9月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、上記訂正後の申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和28年4月21日）及び資格取得日（昭和28年9月5日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年4月21日から同年9月5日まで
② 昭和28年9月5日から29年3月30日まで
③ 昭和29年3月30日から33年2月1日まで

私は、昭和28年2月27日から34年7月25日までA社に勤務していたが、当該期間のうち、28年4月21日から33年2月1日までの期間については、厚生年金保険の加入記録が無い。

当時の給与明細などは処分して残っていないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、複数の同僚の陳述から、申立人がA社に勤務していたことが推定できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名であり、生年月日も一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和28年9月5日、資格喪失日は29年3月30日）が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録を有する同僚は、「申立期間当時、『B』姓の従業員は、申立人以外にはいなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和28年9月5日、資格喪失日は29年3月30日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA社における被保険者記録から、6,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人は、上記訂正後の記録では、A社において、昭和28年2月27日に厚生年金保険の資格を取得し、同年4月21日に資格を喪失後、同年9月5日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推定できる。

また、オンライン記録において、A社が適用事業所ではなくなった日に資格を喪失している被保険者二人は、いずれも当該期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

さらに、当該被保険者のうち一人は、「申立期間当時、申立人とは一緒に仕事をし、勤務時間及び仕事の内容は同じであった。」と陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社で昭和27年6月1日から28年4月21日までの期間及び同年9月5日から29年3月30日までの期間に被保険者記録を有する同僚は、「申立期間当時、申立人と一緒に仕事をしていたが、私も、当該期間について給与から保険料が控除されていたにもかかわらず、被保険者記録が無いことに疑問を感じていた。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和59年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出さ

れていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 28 年 4 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 29 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、33 年 2 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間③は適用事業所とはなっていない。

また、同僚の一人は、「私は、A 社に昭和 30 年 3 月に入社したが、同社が 33 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になるまでは、厚生年金保険に加入していなかったし、保険料も控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、申立期間当時の A 社の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成16年7月から同年11月までの期間は22万円、同年12月から17年4月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月16日から17年5月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び事業所から提出された賃金台帳により確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成16年7月から同年11月までの期間は22万円、同年12月から17年4月までの期間は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、平成15年12月から16年6月までの期間については、申立人が提出した同年9月分の給与明細書において「社会保険訂正項目－（マイナス）3万492円」と記載され、当該金額が申立人に返還されていることが推認できるところ、この金額は、当該期間におけるオンライン記録による標準報酬月額（20万円）と給与から控除された社会保険料額に相当する標準報酬月額（24万円）の差額の合計金額と一致し、これを踏まえると、給与から控除された返還後の保険料額に相当する標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額であると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 5 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格取得日に係る記録を同年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 5 月 30 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで
⑤ 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
⑥ 昭和 41 年 3 月 19 日から同年 4 月 1 日まで
⑦ 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
⑧ 昭和 48 年 12 月 26 日から 49 年 1 月 1 日まで
⑨ 平成 12 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間当時の会社の給料日はすべて月末であり、また、昭和 40 年に結婚するまでずっと会社に住み込みで勤務し、結婚後は会社が用意した住宅に入居していたため、かならず月末まで勤務した後、期間を空けずに転職したはずである。申立期間①は C 社(後の D 社)で、申立期間②は E 市の F 社で、申立期間③は G 社で、申立期間④は H 社で、申立期間⑤は I 社で、申立期間⑥は J 社で、申立期間⑦は A 社で、申立期間⑧は K 社で、申立期間⑨は L 社で勤務したので、これら申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦について、複数の同僚の陳述から、申立人は、入退社日は特定できないものの、申立期間当時にA社に勤務していたと認められるところ、申立人は、「当時、転職する際には、それぞれの次の会社が用意してくれた住宅及びアパートに転居した。」と陳述しており、戸籍の附票を見ると、申立人は昭和41年3月20日にA社の所在地と同じ町内にある住居に転居していることが確認でき、次の転職先事業所のある住居への転居日は同年5月30日となっていることなどから判断すると、申立人の勤務期間は申立期間⑦のうち、同年3月20日から同年5月29日までであると考えられる。

また、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保存していないため、申立人の勤務実態等は確認できないものの、当社に在籍していた者の入社日と社会保険の資格取得日を突き合わせてみると、月初めに入社した者は入社と同時に、月途中に入社した者は翌月の初日に資格を取得している。」旨回答している。

さらに、申立人が、前の会社に在職中にA社から引き抜きを受けて、同時期と一緒に同社に転職したとして名前を挙げた同職種の同僚の雇用保険の記録を見ると、同人は昭和41年3月23日に雇用保険の資格を取得し、厚生年金保険については同年4月1日から加入していることが確認できるところ、当該同僚は、「申立期間当時は、入社後すぐに社会保険に加入した。従業員は全員加入していたと思う。」旨陳述している。

加えて、申立人及び複数の同僚が証言している当時の従業員数とA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間⑦のうち、昭和41年4月1日から同年5月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代で同職種の同僚の資格取得時（昭和41年4月1日）の標準報酬月額の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、当該期間に係る上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

昭和 41 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑦のうち、昭和 41 年 5 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人は、当時転職に当たっては、転職先事業所が用意してくれた住宅又はアパートに転居していたと主張しているところ、上述のとおり、戸籍の附票によると、申立人は同年 5 月 30 日には、次の転職先事業所が所在する地域に転居していることが確認できることから、同日以降は在職していなかったものと考えられる上、同僚からも当該期間における申立人の勤務実態及び保険料控除をうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

このほか、申立人が当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

申立期間①について、申立人は、「C社の厚生年金保険の加入記録が昭和 35 年 5 月 1 日からとなっているが、同社には 34 年 10 月 1 日から勤務した。」と申し立てているところ、同僚の陳述から判断すると、期間の特定まではできないものの、申立人は、資格取得日前から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 5 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない期間に当たる。

また、C社は昭和 37 年 1 月 16 日に適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、C社において被保険者記録がある 5 人のうち、所在の判明した同僚からは、「私は昭和 34 年 3 月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは 35 年 5 月からとなっている。C社からD社に変える手続きをしていたところに、厚生年金保険にも加入したと思う。」との陳述が得られた。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「前職のD社が倒産し、同僚の紹介で、E市にあったF社に勤務した。」と陳述しているものの、同社の名称、事業主名及び同僚の名前を記憶しておらず、紹介したとする者も既に死亡していることから、これらの者から、申立人の申立事業所における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の加入の有無及び厚生年金保険料の事業主による控除について明確な記憶がないほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「G社での厚生年金保険の記録は昭和 37 年 3 月 29 日に資格を喪失しているが、申立期間当時の一般的な会社の給料日はすべて月末であり、また、私は会社に住み込みで勤務していたため、必ず月末まで勤務した後、期間を空けずに転職したはずである。」と陳述している。

しかしながら、G社提出の当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は昭和 37 年 3 月 29 日となっており、事業所は、「賃金台帳等が残っていないが、厚生年金保険の資格喪失日は申立人の退職日に基づき適正に手続したはずで、昭和 37 年 3 月 29 日に資格を喪失したのであれば、同年 3 月の厚生年金保険料は控除していないはずである。」と回答している。

また、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた同僚を含め申立期間当時に被保険者記録のある同僚 27 人のうち、連絡先の判明した 15 人に照会し、8 人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる陳述を得ることができず、申立期間当時の給料支払日についても事業所は不明と回答しているところ、これら同僚が記憶していた給料支払日は、2 人が 25 日、1 人が 27 日、1 人が 30 日と区々まちまちとなっている。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について明確な記憶がないほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間④について、申立人は、「H社での厚生年金保険の記録は昭和 39 年 2 月 27 日に資格を喪失しているが、同年 2 月 29 日まで勤務した。」と陳述しており、申立人からは、昭和 37 年 4 月から 39 年 2 月まで当社に在籍していたことを証明する旨の同社代表取締役発行の在職証明書が提出され、同社も、「当時は月末で退職する人も多く、申立人が 2 月末日まで勤務したと主張するのであれば、そのとおりであろうとして証明した。」としている一方、同社は、「申立期間当時の資料は保存しておらず、上記在籍証明書の発行名義人である当時の事業主は高齢等であるため、申立期間当時の勤務実態等については確認できない。」とも回答している。

また、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた同僚を含め申立期間当時に被保険者記録のある同僚 9 人のうち、連絡先の判明した 6 人に照会し、5 人から回答を得られたものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る事業主による給料からの厚生年金保険料の控除について明確な記憶がないほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、「I社には昭和 39 年 3 月 1 日から勤務した

のに、厚生年金保険の資格取得日が同年5月1日になっている。」と陳述しており、申立人からは、昭和39年ごろI社で一緒に働いていたことを証明する旨の同僚が署名した書面が提出されているが、当該証明書を発行した当該同僚は、「証明書を発行したものの、自身のI社での勤務期間は、申立期間後の昭和39年10月8日からであり、同社が従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたかどうかについては知らない。自身の厚生年金保険の加入も入社月の翌月からとなっている。」旨陳述している。

また、I社は、「申立期間当時の賃金台帳等は保存しておらず、申立人の勤務期間及び給与からの厚生年金保険料控除についてはすべて不明である。」旨回答している。

さらに、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、記録のある同僚25人のうち、連絡先の判明した11人に照会し、8人から回答を得られたものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除を推認できる陳述は得られなかった。

加えて、申立人と同じ昭和39年5月1日付けで資格を取得している同僚からは、「自身の入社日については、具体的に記憶していないが、前職を退職後、あまり期間を空けずに入社したので、I社での資格取得日の前から勤務していたと思う。資格取得日が申立人たちと同じ日となっているが、自分と同じ日に入社した人がいた記憶はない。当時、同社では、一斉に複数の人を入社させていたことはなく、求職者が会社に来れば、その都度、一人一人入社させていたと思う。」旨陳述している。

また、昭和46年1月10日に資格を取得した同僚は、自身の入社時期について、「昭和40年ごろからI社で勤務し、最初の6年間は、厚生年金保険に加入していなかった。同社では、厚生年金保険の加入は従業員の希望により加入しない者がいた。」旨陳述している。

これらのことから、申立期間当時、I社では、従業員を入社時からすぐに厚生年金保険に加入させることは行っておらず、また、希望により厚生年金保険に加入させない従業員がいたことがうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間に係る事業主による給料からの厚生年金保険料の控除について明確な記憶がないほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間⑥について、申立人は、「J社の厚生年金保険の記録が昭和41年3月19日に資格を喪失しているが、同年3月31日まで勤務した。」と陳述している。

しかしながら、申立人は、「当時、転職する際には、次の会社が用意した住宅及びアパートに転居した。」と陳述していることから、戸籍の附票を調査したところ、申立人は昭和41年3月20日に、次の転職先事業所の所在地と同じ町内にある住居に転居していることが確認できることから、少なくとも当該転

居時点以降は、J社に在籍していなかったものと考えられる。

また、J社は、平成21年7月17日に適用事業所ではなくなり、同年8月＊日に破産手続を開始しているところ、破産管財人は、「会社の資料は保存されておらず、申立人の勤務期間、保険料控除等についてはすべて不明である。」旨回答している。

さらに、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた同僚を含め申立期間当時に被保険者記録のある同僚42人のうち、連絡先の判明した13人に照会し、6人から回答を得られたものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる陳述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る事業主による給料からの厚生年金保険料の控除について明確な記憶がないほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間⑧について、申立人は、「K社での厚生年金保険の記録は昭和48年12月26日に資格を喪失しているが、同年12月31日まで在籍した。」と陳述している。

しかしながら、K社は、昭和51年1月31日に適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も確認できないことから、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、K社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に記録のある同僚5人のうち、連絡先の判明した4人に照会し、1人から回答を得られたものの、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る事業主による給料からの厚生年金保険料の控除について明確な記憶がないほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間⑨について、申立人は、「L社での厚生年金保険の記録は平成12年8月30日に資格を喪失しているが、同年8月31日まで在籍した。」と陳述している。

しかしながら、L社は、「申立人は平成12年8月29日に定年退職した。」旨回答し、同社提出による申立人に係る労働者名簿の退職日欄には平成12年8月29日と記録されており、また、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日は同年8月30日となっており、これらの記録は、雇用保険の記録及びオンライン記録と一致している。

また、L社の就業規則で、従業員の定年が定められており、オンライン記録によると、申立人と同様に、同社での被保険者資格を定年時に喪失している者が16人確認できる。

さらに、L社提出の「2000年9月度給料明細書(控)」(賃金対象期間：平

成 12 年 8 月 21 日から同年 8 月 29 日まで) からは、申立期間である平成 12 年 8 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間（昭和 41 年 4 月 1 日から同年 5 月 30 日までの期間を除く。）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月11日及び同年12月15日は33万7,000円、16年8月5日は35万2,000円、17年7月20日及び同年12月10日は24万円、18年12月13日は24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年8月5日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年12月13日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における申立期間の賞与記録が無いとの回答を得た。

申立期間において賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書により、申立人は申立期間においてA社から支給された賞与において、その主張する標準賞与額(平成15年7月11日及び同年12月15日は33万7,000円、16年8月5日は35万2,000円、17年7月20日及び同年12月10日は24万円、18年12月13日は24万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、事務過誤により申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月11日、同年12月15日、16年8月5日、17年7月20日、同年12月10日及び18年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月31日から17年1月1日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社及び同社のグループ会社に勤務した期間のうち、平成16年12月31日から17年1月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、A社が保管する賃金台帳から、平成16年12月の厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに事業所提出の個人別経歴一覧及び賃金台帳から、申立人は、申立期間を含めてA社及び同社のグループ会社に継続して勤務し(平成17年1月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所提出の賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の資格喪失日を平成16年12月31日と届け出たとしている上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、オンライン記録どおりの同年12月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月26日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月26日から同年8月11日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、昭和42年3月26日から同年8月11日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、私は、A社を退職後、次の事業所に期間を空けずに就職した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人は、昭和42年7月31日までA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の被保険者資格の喪失日は、当該複数の同僚に係る雇用保険の加入記録から確認できる同社の離職日の翌日となっている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、同社の総務・経理事務等の担当課に所属し、給与明細書の作成を担当していたとする同僚は、「A社を退職する従業員の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日で処理していたと思う。申立人のみが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と雇用保険の離職日とが整合していないことは不自然である。」旨陳述してい

る。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 3 月 26 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 42 年 2 月の社会保険事務所の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、昭和 44 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年2月6日に、資格喪失日に係る記録を同年7月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月6日から同年7月7日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、C社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間もD業務従事者として継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社提出の人事記録簿、E企業年金基金加入者台帳及び申立人提出の勤続表彰並びに同社及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社の関連会社に継続して勤務し（昭和46年2月6日にF社からA社B支店に異動、同年7月7日に同社B支店からG社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和46年2月におけるE企業年金基金加入者台帳の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に資格の得喪等に係る届出を行っていないことを認めていることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年2月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月1日から41年1月4日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社C支店から同社D支店に転勤した時期であり、同社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の辞令、複数の同僚の陳述及び申立人の陳述内容から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和41年1月4日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から平成2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から平成2年4月まで

私の父は個人事業所の経営者だった。昭和56年3月ごろに、母が「うちには個人事業所で年金も保険も無いから、あなた名義で年金を掛けてあげる。」と話してくれたのを覚えており、「あなたのために年金を掛けている。」と数字が並んでいる「手帳」のようなものを見せてくれたことがある。3,000円ぐらいの金額の数字が並んでいたと思う。

申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人の公的年金記録は、平成2年5月以降における厚生年金保険の被保険者期間を有するのみであり、国民年金被保険者期間の記録は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールによりすべて確認し、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和56年3月ごろに、既に亡くなった申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、その後もずっと母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずだと陳述し、申立人自身は直接関与していないことから、加入当時の事情及び納付状況は不明である上、オンライン記録によると、申立人の両親は、申立期間当時、全額申請免除又は未納である。

加えて、申立期間は9年以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難いほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月から13年3月まで

申立期間は学生であり、母が私の分の国民年金保険料を納付した。兄が学生であった期間の保険料も母が納付したが、兄は就職するまでの期間の保険料はすべて納付済みと記録されており、母自身も未納期間は無く、ほとんどの期間の保険料を前納で納付している。

両親は、子どもたちを平等に扱っており、兄妹共しっかり保険料を納付したと言っているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。調査の上、私の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その母が申立人の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の母の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、申立人も保険料納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人に係るA市B区の被保険者名簿によると、申立期間の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から57年3月までの期間並びに60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から57年3月まで
② 昭和60年2月及び同年3月

私の国民年金の記録を見ると、申立期間の納付記録が無いが、親に勧められて国民年金に加入し、申立期間も国民年金保険料を納付した。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年11月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、60年5月に払い出されていることが確認できる上、申立人に係るオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、同年4月22日に任意加入により被保険者資格を取得した旨記録されていることから、この時点で加入手続が行われたものと推認される。この場合、任意加入の被保険者である申立人は、制度上、加入日より前の期間である申立期間①及び②の保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、加入手続及び申立期間の保険料納付について記憶が曖昧であり、これらの具体的な状況が不明である。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、昭和56年11月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた氏名検索を行うとともに、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間②については、当時の住所地であるA市の被保険者名簿に申立人の記録が無く、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成3年3月まで

私の国民年金の記録を見ると、申立期間の納付記録が無い。当時は大学生であり、実家を離れて一人暮らしをしていたが、障害を負った際に国民年金保険料を納付していなければ障害年金を受け取ることができなくなるので、私の親はそのことを案じて昭和63年5月ごろに国民年金に加入してくれた。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、昭和63年5月ごろに申立人の国民年金の加入手続きを行い、以後、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の平成3年6月7日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録及び申立人の所持する国民年金手帳により、申立人の国民年金第1号被保険者の資格取得日は学生が強制加入被保険者となった同年4月1日であることが確認できることから、申立期間は当時の制度では、学生で国民年金の任意加入期間の未加入期間となり、制度上、さかのぼっても保険料は納付できない。

さらに、申立人の母は、「昭和63年4月に区役所で相談し、国民年金の加入手続きをしたが、その当時国民年金手帳の交付を受けたかどうかについては記憶していない。その後、区役所から送付された納付書で国民年金保険料を納付した。」と陳述しているが、申立人が、申立内容のとおり、昭和63年5月ごろに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により氏名検索を行うとともに、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当

時) が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月まで

私の国民年金の記録を見ると、申立期間の納付記録が無い。申立期間は学生であったが、父母は国民年金の加入手続をしないと障害者になった場合に障害年金を受け取れないことを知っていたため、母が私の任意加入の手続を行い、私の分の国民年金保険料を A 市役所で納付した。

申立期間について、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和 63 年 5 月に申立人に係る国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は学生が強制加入被保険者となった平成 3 年 4 月から直後の時期である同年 6 月ごろであったことが確認できる。したがって、申立期間は学生の任意加入期間における未加入期間であり、この場合、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期について明確に記憶していない上、国民年金保険料を納付していたとする A 町の被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日及び保険料納付の記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、昭和 63 年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立人の母親は、国民年金の加入手続を複数回行った記憶はないとしている上、オンライン記録等により各種の検索を行ったものの、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月及び4年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月
② 平成4年5月

私の国民年金の記録を見ると、申立期間の納付記録が無い。申立期間については、A市B区役所から妻へ連絡があったので、同区役所の窓口で妻が夫婦二人分の国民年金保険料を合わせて納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を合わせて納付したとしているところ、申立人の妻については、申立期間①の保険料が納付済みであることがオンライン記録により確認できる。

しかし、申立人については、申立人が所持する国民年金手帳を見ても国民年金手帳記号番号は記載されていない上、オンライン記録等により各種の検索を行っても、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間①及び②はいずれも未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたとするA市B区においても、申立人に係る国民年金被保険者名簿を確認できない。

さらに、申立期間②については、申立人の妻の国民年金保険料についても納付記録が確認できない上、オンライン記録によると、申立期間の始期に係る申立人の妻の第3号被保険者資格の喪失（平成4年5月29日に喪失）は、平成9年1月13日にさかのぼって処理が行われたことが確認できるほか、申立期間の直後の期間である4年6月から6年8月までの申立人の妻の第3号被保

険者の特例届出の処理についても8年10月4日にさかのぼって行われたことが確認できることから、いずれの時点においても、申立期間の保険料は時効により制度上納付できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、結婚した年の昭和 63 年 8 月に A 市へ住民票を異動した際、同市役所の国民年金課の窓口で自身の国民年金の加入手続をし、その後に同市から送られて来た納付書で納付場所及び金額は忘れたが、会社退職後から夫の扶養になるまでの 1 年間分として申立期間の国民年金保険料を一括で納め、平成元年 4 月に夫の扶養に入った際に第 3 号被保険者届出を夫にしてもらった。それなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 8 月に A 市で国民年金の加入手続を行い、その後に同市から送付された納付書により、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期について、オンライン記録を見ると、申立人の前後の加入者の納付時期から平成 3 年 5 月以降であることが確認できる上、配偶者資格記録欄には、同年 7 月 25 日に元年 4 月から第 3 号被保険者資格を取得した受付処理が確認できることから、3 年 5 月から同年 7 月までの間に加入手続されたものと推定でき、申立内容と符合しない。

さらに、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、平成 7 年 6 月 16 日に元年 4 月分を第 3 号特例納付（第 3 号被被保険者への種別変更届を行わなかったことにより保険料納付済期間に算入されない期間のある第 3 号被保険者該当者が、同期間が算入できるよう届出を行うこと。）していることが確認でき、同年 4 月時点において同期間は第 3 号納付済期間とされていなかったものと考えられることから申立内容と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索等を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年1月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から16年1月まで
② 平成16年4月から同年6月まで

私は、時期は覚えていないが、父親にA市で国民年金の加入手続きをしてもらい、母親に納付してもらっていたが、平成12年ごろから現年度納付をやめたため、その後未納となっていた平成12年度以降の期間を一括又は何回かに分けて納付書が来た順番にすべて過年度納付してもらった。それなのに申立期間が未納とされているのは納付できない。

国民年金保険料の納付をやめてから現年度納付は行っておらず、過年度納付について、金額は覚えていないが、工作中移動の際に見つけた複数の金融機関で納めてきたということを母親から聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親に国民年金の加入手続きを行ってもらった後、申立期間の国民年金保険料については申立人の母親が過年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は申立期間①及び②の前後の期間について、過年度納付を複数回していることが確認できるところ、そのうち、申立期間①直後の平成16年2月の国民年金保険料を18年3月に、申立期間直後の16年7月から17年3月までの保険料を18年8月にそれぞれ過年度納付していることが確認できるものの、同年3月時点で申立期間①、同年8月時点で申立期間①及び②の保険料は時効が完成していたため、申立期間①及び②の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②は、市町村が実施していた国民年金保険料の収納事

務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進された平成14年4月以降であり、納付データは金融機関からの電磁的データをもって収録されていることから、複数の金融機関で納付していたとする22か月もの納付記録が、連続して記録漏れが生じる可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の過年度納付の記憶について、過年度納付をしていた期間が長期間にわたり、その回数も複数回にわたることから、申立期間に関する過年度納付の保険料額、納付書の枚数などの記憶はなく、当時の保険料の納付状況が不明である上、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す当時の領収書、金融機関の預貯金通帳等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索等を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 3 年 3 月まで

昭和 62 年 9 月ごろは、大学生だったが、母親から国民年金の加入を勧められて、母親が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

私は、加入手続以降、会社に就職するまでの期間、自身で国民年金保険料の納付をしたことは無く、すべて母親に任せていたので詳しいことは分からないが、申立期間に納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 9 月ごろに申立人の母親が A 市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も、母親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期について、オンライン記録を見ると、平成 3 年 4 月ごろに A 市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが申立人の手帳記号番号の前後の手帳記号番号を払い出されている被保険者の加入記録及び納付開始状況から確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金強制加入被保険者資格の取得日は、平成 3 年 4 月 1 日と記録されていることが確認でき、同市は、申立期間当時、申立人を国民年金任意未加入被保険者と認識していたものと考えられる。したがって、前述のとおり同年 4 月に国民年金に加入した時点で、任意加入期間はさかのぼって資格を取得することができないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の母親は、申立人とその弟二人分の国民年金保険料を納付していた時期があることをはっきりと覚えていると陳述しているところ、申立人

の弟の国民年金加入時期についてオンライン記録を見ると、平成3年4月ごろにA市で申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、その国民年金強制加入被保険者資格の取得日は、同年4月1日と記録されており、申立期間と重なる国民年金加入期間は、申立人と同様に任意未加入であったことから、申立人の母親が、申立人とその弟二人分の保険料を納付していたとする時期は、同年4月以降であると考えるのが自然である。

加えて、申立期間は43か月と長期間に及び、これだけの期間、連続して納付記録が欠落することは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から63年3月まで

私は、時期は定かではないが、昭和57年の春ごろA市役所から国民年金の加入勧奨のはがきが届いたことがきっかけで、市役所に行き国民年金の加入手続をした。

その後、まず当年度の納付書が郵送されてきたので1年分全額をまとめて支払い、次に前年度の納付書が郵送されてきたので、これも1年分全額をまとめて支払い、その後も定期的に銀行で国民年金保険料を納付してきた。保険料は父親が出してくれたが、支払いは私自身が行った。

社会保険事務所（当時）で私の年金記録により説明してくれたところでは、私は平成2年3月に国民年金に加入し、同年4月に平成元年度の国民年金保険料を一括まとめて現年度納付し、平成2年5月に昭和63年度保険料を一括まとめて過年度納付しているとのことで、私が時期的な錯誤をしているのではないかと言われたが、納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年の春ごろに、A市で国民年金の加入手続を行い、加入当初に、申立期間のうち、同年4月から58年3月までの国民年金保険料をまとめて現年度納付し、次に56年4月から57年3月までの保険料をまとめて過年度納付し、その後は定期的に銀行で保険料を現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期について、申立人に係るA市の被保険者名簿を見ると、平成2年3月29日に国民年金の加入届を行い、昭和56年4月にさかのぼって資格を取得していることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、当該加入時点において、申立人は、申立期間の国民年金保険料を時効により制度上納付できない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人は国民年金に加入当初の平成2年4月12日に元年4月から2年3月までの国民年金保険料をまとめて現年度納付し、同年5月2日に昭和63年4月から平成元年3月までの保険料をまとめて過年度納付していることが確認できることから、申立人の記憶はこの時のものとするのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は84か月と長期間であり、これだけの長期間連続して納付記録が欠落するとは考え難く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

当時、学生は国民年金には任意加入で、国民年金保険料を納めなくてもいいと聞いていたので、母が、納めなくてもよい手続をしてくれた。平成 3 年 4 月から、学生も強制加入となり、保険料の納付が始まったので、母が任意加入期間であった申立期間の保険料を一括で納めてくれた。金額は 38 万円ぐらいだったと聞いている。

領収書は、確定申告のときに提出したので残っていないが、必ず納めているので、申立期間の国民年金保険料が未納の記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生で任意加入期間の国民年金保険料を、強制加入になった平成 3 年 4 月以降に、母親がさかのぼって一括で納めたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、平成 3 年 4 月に国民年金の第 1 号被保険者資格を取得するまで国民年金に加入した形跡が無く、また、A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、「法改正による学生適用 H 3. 4. 19 届出」と記録されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、国民年金の資格記録欄には、「平成 3 年 4 月 1 日資格取得」と記録されていることが確認でき、A 市の被保険者名簿及びオンライン記録と符合する。

さらに、申立人は、さかのぼった国民年金保険料として 38 万円ぐらい納付したと陳述しているが、仮に申立期間の保険料を納付したとすると、23 万

5,300円になり陳述と一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成 2 年 3 月まで

私は、申立期間当時は学生だったので国民年金は任意加入期間であったが、父に勧められ卒業の少し前に国民年金に加入し、さかのぼって任意加入期間であった申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。加入手続及び保険料納付は母が行ってくれた。

当時は、妹も学生だったので経済的に大変な中、私の国民年金保険料を納めてくれたと聞いている。

申立期間の国民年金保険料は、必ず納めているので、未納の記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業する少し前に、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、さかのぼって昭和 62 年 5 月からの任意加入期間の国民年金保険料をまとめて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、平成 7 年 4 月に国民年金の第 1 号被保険者資格を取得するまで国民年金に加入した形跡が無く、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から60年12月まで

私は、昭和58年3月に結婚し、同年4月に婚姻届の提出をした際に国民年金の手続をするように言われた。その場で加入手続を行い、2年間の未納保険料を一括で納めたと思う。

夫は国民年金保険料を口座振替で納めており未納期間は無く、結婚後は私も夫と同じように納めていると思う。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月に国民年金の加入手続を行い、2年分の未納保険料を一括で納め、その後は、口座振替をしていた申立人の夫と同じように口座振替で国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続は昭和63年3月ごろに行われたものと推定される上、A市被保険者名簿の資格取得日の原因等の欄に記載されている「63. 3. 5」の日付とも整合性があり、同年3月に加入手続を行ったものと考えられる。この場合、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により制度上、納付することはできない。

また、オンライン記録から、申立人に対して昭和63年3月14日に過年度納付書が作成されていることが確認できる上、申立人の国民年金保険料の納付についてオンライン記録及びA市国民年金被保険者名簿を見ると、61年1月から62年3月までの国民年金保険料は63年3月14日に過年度納付された記録となっており、また、62年4月から63年3月までの保険料は、現年度納付が

可能な期限月である同年4月に納付されていることが確認できる。このことから、申立人は同年3月に国民年金の加入手続を行った後、現年度及び過年度により納付が可能な期間のすべての保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、結婚後の国民年金保険料については申立人の夫と同様に口座振替で納付していたと陳述しているが、A市国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は昭和63年4月から口座振替を開始している記録が確認できる上、オンライン記録の収納年月日からも同年4月分から口座振替を行っていることが確認でき、申立人の陳述内容と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から同年9月までの期間、3年1月から4年3月までの期間、5年4月から同年11月までの期間及び6年2月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月から同年9月まで
② 平成3年1月から4年3月まで
③ 平成5年4月から同年11月まで
④ 平成6年2月から8年3月まで

私が会社を辞めると、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

母は、申立期間①及び②の国民年金保険料納付については、余り覚えていないが、申立期間③及び④の保険料については、納付書が送られて来たので、A市役所出張所に行って説明を受け、まとめて納付したことを覚えている。その後の保険料は、銀行で納付している。

領収書は2年間から3年間は残していたが、その後に処分した。母は納付書が送られてくれば必ず納めたと話している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職するごとに母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人のオンライン記録を見ると、基本情報画面には国民年金手帳記号番号の記載はなく、基礎年金番号の付番年月日が申立人の所持する年金手帳の交付日と同日の平成9年3月25日と記載されている。また、オンライン記録の資格変更履歴から、同年4月16日付けで2年10月から6年2月までの間に行われた3回の厚生年金保険の被保険者資格得喪記録に合わせて、申立期間①、②、③及び④のすべての期間が追加されており、それ以前に申立期間①、

②、③及び④は国民年金の被保険者期間として把握されていなかったことが分かる。これらのことから、申立人は、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降、同年3月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推定され、厚生年金保険の被保険者資格を喪失するごとに国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、平成9年3月ごろの国民年金の加入手続時点においては、申立期間①、②、③及び④のうち、7年1月以前の国民年金保険料は時効により制度上納付することはできない上、申立期間④のうち、同年2月から8年3月までの保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、当該期間の保険料をA市役所出張所でまとめて納付したと申し立てしているところ、同市は、市役所出張所では過年度保険料の収納を行っていないと回答していることから、申立内容と符合しない。

さらに、オンライン記録から、申立人は平成9年3月27日に同年3月の国民年金保険料を納付し、同年4月28日に8年4月から9年2月までの保険料を一括納付していることが確認でき、申立人が記憶している、まとめて納付した保険料は、この期間の保険料であった可能性も考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して現在の基礎年金番号以外の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から55年3月まで

昭和48年3月ごろ、役所から書類がきたので、直接、A市B区役所C支所に出向き、国民年金への加入手続を行うとともに、現金で初回分の国民年金保険料を納付し、その後は継続して母に保険料を渡して納付を依頼してきたので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月ごろにB区役所C支所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、戸籍の附票によると、申立人は、47年4月から50年6月までの間、A市D区に住居登録していたことが確認でき、申立内容と一致しない（戸籍の附票によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年3月ごろは、申立人はE区（旧、B区F、昭和51年10月分区）に住居登録していたことが確認できる。）。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年3月に払い出されていることが確認できることから、この時期に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、A市では、昭和51年度以降の保険料収納記録を保管しており、国民年金手帳記号番号で検索が可能としているが、同市によると、申立期間に係

る申立人の保険料収納記録は確認できないとしている上、申立期間は 86 か月にわたり、この間、行政側が事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年9月及び同年10月
平成8年1月ごろにA市役所で国民年金の加入手続をして以降、会社を辞めた時はすぐに市役所で必ず再加入手続をして国民年金保険料を納めてきており、未納期間は一切無いはずである。

申立期間についても、送られてきた納付書により、1万3,000円ぐらいの国民年金保険料を近くの郵便局で納めた記憶がある上に、平成16年度の国民年金保険料納付書送付書では、申立期間を支払った記録となっているのに、ねんきん特別便ではこの期間が表示されておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めてすぐに国民年金の再加入手続をして国民年金保険料を納めたことと主張しているが、申立人のオンライン記録によると、平成15年6月に国民年金被保険者資格を喪失して以降の期間において、申立人が国民年金被保険者として取り扱われていたことを示す記録はうかがえない。この場合、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料が納付できない。

また、申立人は、申立人が所持する平成16年度国民年金保険料納付書送付書では、申立期間の国民年金保険料を納付した記録となっているとしているが、同納付書送付書によると、申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる記載は確認できない。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録の過誤は考え難く、そのほか申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

私は、会社を辞めた昭和50年ごろ、A市B区役所からの勧めで国民年金の加入手続を行い、結婚した51年4月からは任意加入被保険者として第3号被保険者制度が始まるまでずっと国民年金保険料を納めてきた。

申立期間の国民年金保険料については、毎月の給料日の20日以降に自転車で銀行に行き、送られてきた納付書により納め、領収書も受け取った。

その領収書は紛失してしまったが、申立期間が未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろに国民年金の加入手続を行って以降、61年4月に第3号被保険者制度が開始されるまでの期間について、国民年金保険料を欠かさず納付したと主張しているが、C市の国民年金保険料収納・収滞納一覧表によると、申立期間のうち、58年10月から59年3月までの期間は未納期間、60年4月から61年3月までの期間は未加入期間(C市によると、昭和59年4月から60年3月までの期間の同一一覧表の保管は無いとしている。)である旨記録されていることが確認でき、申立期間について保険料が納付されたことをうかがわせる記録は確認できない。

また、申立人に係る特殊台帳によると、昭和58年10月1日付けの被保険者資格の喪失が60年1月に進達された旨の記載が確認できることから、この時期にさかのぼって資格の喪失の事務処理が行われ、申立人は、58年10月から60年1月までについて、当該事務処理が行われるまで、国民年金の被保険者とされていたものと推認されるが、オンライン記録によると、当該期間について国民年金保険料が還付された記録は確認できず、当該期間について保

険料がいったん納付されたことをうかがわせる事情もみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月及び59年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月
② 昭和59年1月から61年3月まで

私が昭和53年5月に会社を退職する際、会社の総務課から退職後は国民年金に加入するよう指示を受けていたことから、夫は、私が退職するとすぐに市役所で加入手続を行ってくれた。

加入手続後、私の国民年金保険料は、加入当初は金融機関窓口で、途中からは口座振替でと、納付方法の変更はあったものの、昭和61年4月に制度が変わるまでの間は、欠かすことなく納付してきたはずである。

申立期間①及び②当時は、経済状態も安定しており、特に申立期間②については、途中で任意加入をやめる理由もなく、やめる手続をした覚えもないにもかかわらず、いずれも記録上、国民年金保険料を納付していない扱いとされており納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和53年5月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立人は同年6月17日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後に存在する任意加入被保険者の資格取得日が、いずれも同年6月中であることがオンライン記録から確認できることから、申立人に係る任意加入手続は、この時期になされたものと推認できる。この場合、任意加入被保険者の資格の取得については、加入手続月より前の期間にさかのぼって行うことはできないことから、申立期間①は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記被保険者名簿及び特殊台帳からは、申立人が昭和 59 年 1 月 7 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同年 5 月 14 日に A 市で作成された国民年金保険料収納・収滞納一覧表によると、申立期間②の開始月である同年 1 月以降の期間が、資格喪失期間として管理されている状況が確認できることから、申立期間②についても未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は申立期間②当時、国民年金保険料を口座振替にて納付していたとしているところ、前述の収滞納一覧表によると、申立期間直前の昭和 58 年 7 月から同年 12 月までの期間に係る保険料については、市の口座振替日に収納されていることが確認できる。この場合、手続上、口座振替の収納停止が加入者の意思表示を端緒になされることを踏まえると、申立人については、59 年 1 月当時に保険料納付を中止する何らかの事情が介在し、A 市に対して資格の喪失の届出を行ったのに併せ、金融機関に対しても口座振替の収納停止の手続を行ったものとするのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

ほかに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に係る記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から62年12月まで

私は、昭和63年1月ごろ、夫婦で区役所に出向き、一緒に国民年金の加入手続を行った。その時、区役所の職員に、過去2年前までさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われたので、2年前からの納付書を夫の分と一緒に作成してもらい、それ以降、私が夫婦二人分の過去の保険料及び当月分の保険料を毎月一緒に金融機関で納付してきた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年1月ごろ、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、それ以来、夫婦二人分の過去の国民年金保険料及び当月分の保険料を毎月一緒に金融機関で納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、平成元年8月ごろに夫婦一緒に加入手続が行われたものと推定されることから、加入手続時期において申立人の記憶と一致しないほか、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫のオンライン記録によると、2年3月6日に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の昭和63年1月の保険料を初めて過年度納付して以降、平成3年10月1日に、同年3月の保険料を過年度納付するまでの約1年半の期間内において、ほぼ毎月、過年度保険料及び現年度保険料を納付していることなどから、申立人が夫婦二人分の過去の保険料及び当月分の保険料を一緒に納付してきたとする申立内容は、その納付開始時期を除いて符合している。この場合、当該過年度納付が開始された時点において、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期

間であるものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、昭和 63 年 1 月ごろに夫婦に係る国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に過年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めて各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は 22 か月間に及び、この間、毎月金融機関で納付してきたとする過年度保険料の納付記録が、夫婦同時に、かつ、これだけの回数を連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から8年3月まで

はっきりとは覚えていないが、国民年金への加入手続をしていなかったが、20歳になって数年たった当時、過去の未納保険料について催告の通知を受け、10万円以上の金額が印字された納付書が同封されていたので、母が郵便局で納付してくれたと思う。

その後の国民年金保険料は、毎月、母に渡して、母が自分たち夫婦の分と一緒に納付してくれていたはずである。

申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続を行わないまま、20歳到達から数年を経過したときに、国民年金保険料の納付を促す通知を受けたとしているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市B区において、平成3年4月から同年9月ごろに払い出されていると推認され、陳述内容と符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は5年に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料として最初にまとまった金額を納付し、その後は毎月納付していたとしているものの、オンライン記録を見ると、申立期間直後の平成8年4月から同年7月までを一括納付し、それ以降

は、毎月納付していることが確認でき、この記憶と混同している可能性も否定できない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月から13年3月まで

会社を退職した後の平成12年1月ごろに、国外で一時居住するため、出国前に自身でA市B区役所に出向き、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続を行ったはずである。

また、国外居住中の免除申請手続は、兄に依頼していたはずである。

ねんきん定期便を見ると、申立期間が未納と記録されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間直後の平成13年4月から14年3月までの期間、同年4月から15年6月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間の3回について、それぞれ免除申請が承認されていることが確認できる。

一方、申立人が国外居住中の免除申請手続を依頼していたとする兄夫婦のオンライン記録を見ても、申立人と全く同一期間について免除申請を行っており、このうち1回目及び2回目の免除申請年月日は申立人及びその兄夫婦の3人いずれも同一日となっている。

また、申立人が所持するパスポートの出入国記録を見ると、申立内容のとおり、申立人は平成12年1月に国外へ渡航し、15年2月に最終帰国しているものの、13年4月25日から同年5月18日までの期間及び14年4月15日から同年4月30日の2回にわたって一時帰国していることが確認できる。

一方、申立人たち3人の1回目の免除申請日は、申立人が一時帰国を終え再渡航した直後の平成13年5月31日であり、また、2回目の免除申請日も、申立人の一時帰国中の14年4月17日であることが確認できる。

これらのことからみて、申立人は、一時帰国の際に兄と相談の上、兄夫婦の免除申請に併せて、自身の免除手続も行ったものと考えられ、オンライン記録に不自然な点はない。

また、申立人の兄夫婦が保管しているとする申立人宛の国民年金保険料免除申請承認通知書について、義姉に確認したところ、申立期間後の平成13年4月から14年3月までの期間、同年4月から15年6月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間の3通については保管しているものの、申立期間に係る免除申請承認通知書は見当たらないと陳述している。

さらに、申立期間当時は、既に国民年金保険料収納等に係るオンライン処理化が導入された以降の期間であり、特に平成9年1月以降は基礎年金番号が導入されたことに伴い、記録漏れ及び記録誤りなどの可能性は低いとされていることから、申立期間に係る保険料免除記録管理等における事務的過誤が発生したとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を免除することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料免除をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から63年2月までの期間及び平成2年6月から3年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年11月から63年2月まで
② 平成2年6月から3年11月まで

申立期間については、いずれも会社を退職する時点で、会社の担当者から国民年金への加入手続の説明を受けたため、自身で公共職業安定所に出向き、国民年金に加入した。

国民年金保険料の納付は、定期的であったか、まとめて納付したかは定かではないが、送付されて来た納付書に現金を添えて、金融機関の窓口で納付した。

申立期間の国民年金保険料についても、納付書が自宅に送付されてきているならば、きちんと納付したのは間違いないので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、いずれも会社を退職した際、公共職業安定所において、国民年金の加入手続を行ったとしているものの、制度上、公共職業安定所が国民年金に係る業務を行うことはない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の記録及び申立人所持の年金手帳記載の発行日からみて、A市において、平成5年12月9日に払い出されたものと考えられ、この時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出後の平成6年4月6日になって、国民年金被保険者資格の取得の処

理がなされていることが確認でき、この処理以前においては、当該期間は国民年金未加入期間であったと考えられる。

加えて、オンライン記録を見ると、申立期間②の直後に当たる平成3年12月から4年7月までの国民年金保険料について、6年1月17日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は国民年金の加入時点において、さかのぼって納付できる期間の保険料について一括して納付したものの、申立期間については、時効により納付書は送付されず、納付することはできなかつたと考えるのが相当である。

このほか、申立期間の国民年金手帳保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から53年3月まで

昭和54年4月に結婚した時に、初めて国民年金のことを知り、自身でA市役所において加入手続を行った。

その際、未納期間の国民年金保険料を納付したい旨を窓口で伝え、タンス預金から30万円弱のお金を、後日、送付されて来た納付書に添えて金融機関で一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和54年5月8日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点は、第3回特例納付実施期間に当たっており、申立期間の国民年金保険料について特例納付及び過年度納付することは可能である。

しかし、特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和53年度の摘要欄に「54催」と納付催告の事跡が確認でき、同年度の国民年金保険料について、昭和54年12月に過年度納付していることが確認できるものの、昭和52年度以前の期間については催告及び特例納付勧奨の事跡は認められない。

また、特殊台帳の昭和52年度欄には、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料が未納であったことを、55年に進達していることも確認でき、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から20年10月1日まで
② 昭和25年11月15日から28年7月25日まで
③ 昭和34年11月3日から44年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社、B社及びC社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を受け取った記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、脱退手当金裁定請求書に署名した記憶はあるが、受け取った記憶はないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金はC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約30年5か月後の平成11年6月24日に支給決定されていることが確認できる。申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、同請求書は、同年5月25日付けで当時の申立人の住所地を管轄するD社会保険事務所(当時)で受け付けた後、同年6月3日付けで同社を管轄するE社会保険事務所(当時)に回送されていることが確認できる。

また、脱退手当金は、オンライン記録と同額の7万8,500円が当時の申立人の住所地に最も近い郵便局で隔地払(通知払)されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人は、D社会保険事務所(当時)で脱退手当金裁定請求書に署名した際、担当者から現金4万2,020円を手渡されたことと申し立てしているところ、脱退手当金は、最終事業所を管轄する社会保険事務所において計算し支給されるも

のであり、申立人が脱退手当金を受給できる社会保険事務所は、C社を管轄するE社会保険事務所のみであることなどから、D社会保険事務所の担当者が申立人に現金を支給する必要性は認められない。

このほか、申立人に聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 28 日から 50 年 2 月 21 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和50年5月20日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、脱退手当金としてオンライン記録と同額の4万7,786円が支給決定されており、当該脱退手当金は申立人の当時の住所地に近い郵便局で隔地払(通知払)されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められる。

加えて、申立人は、申立期間前の被保険者期間(35か月)について脱退手当金を受給しており、その際、脱退手当金については事業所から説明を受けたと陳述している。

このほか、申立人に聴取しても受給した記憶がないというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の年金任意継続被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 17 日から 62 年 2 月 17 日まで
船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、船員保険の疾病及び年金任意継続被保険者の手続を行った申立期間について未加入とされていることが分かった。申立期間は、任意継続被保険者の手続を行い、保険料を納付したので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、申立期間当時の住所地を管轄するB社会保険事務所（当時）で船員保険の疾病と年金任意継続被保険者の手続を同時に行い、船員保険に継続して加入したと申し立てている。

しかし、申立期間当時の船員保険法第20条によると船員保険の年金任意継続被保険者となるためには、船員保険被保険者期間が7年6か月以上（90月以上）ある者と定められているところ、オンライン記録において申立人の船員保険被保険者期間は51か月であることが確認できることから、申立人は、船員保険の年金任意継続被保険者となることはできない。

また、申立人が、社会保険事務所で前述の手続をした際に受け取った説明書には、「船員保険疾病任意継続被保険者制度について」と記載されていることが確認できる上、納付したとする金額についても、申立人が船員保険の疾病任意継続被保険者として納付すべき1か月分の保険料額とおおむね符合することから、申立人が手続をしたのは、年金任意継続被保険者ではなく疾病任意継続被保険者のみであったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、船員保険の年金任意継続被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 23 日から同年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 10 年 1 月に入社してから 14 年 8 月まで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間もA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時、厚生年金基金を脱退するために、平成 11 年 4 月 27 日付けで厚生年金保険の適用事業所をいったん廃止した後、新たに同年 5 月 1 日付けで厚生年金保険の適用届出を行った。適正な手続ではなかったものの、申立期間当時、従業員には同基金脱退の説明を行った。厚生年金保険に加入していない同年 4 月の厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述しているところ、同社保管の平成 11 年 5 月分支給控除一覧表を見ると、申立人を含め、同社の従業員全員が給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 8170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から 56 年 1 月 23 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「当社の人事記録は申立期間以前のものから保存しているが、申立人の申立期間の記録は見当たらない。申立人については、昭和 58 年 3 月 7 日から同年 4 月 30 日までのアルバイトの期間と 61 年以降のパートタイムから正社員になった期間の記録しかない。アルバイトの期間については雇用保険のみ加入していた。」としており、事業所から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人の加入記録は前記事業所の陳述と符合している上、申立期間に係る加入記録は無い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録が確認でき、連絡先の判明した元従業員に照会し 9 人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

加えて、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、申立期間を含む昭和 54 年 6 月 27 日から 61 年 9 月 11 日までの間、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 8171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から3年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で非常勤のB職として勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間の保険料控除が確認できる源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の人事記録及び申立人提出の源泉徴収票から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「申立人は非常勤社員であり、当社では、平成5年7月以前は、非常勤社員に対し、健康保険はC健康保険組合に加入し、年金は国民年金に加入してもらっていた。」と陳述している。

また、申立人は、「申立期間中の給与手取額は20万円弱であった。」と陳述しているところ、前述の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、標準報酬月額22万円のC健康保険組合の健康保険料とおおむね符合する。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月ごろから 54 年 6 月ごろまで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 駅前の B 社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
B 社に入社した際、厚生年金保険被保険者証を事業主に提出していることから、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 駅前の B 社で勤務していたと陳述しているところ、オンライン記録において、B 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は無い。

一方、商業登記の記録によると、申立人が陳述する A 駅前には C 業を営む D 社が確認できるところ、同社取締役は、「勤務期間は不明であるが、申立人が D 社に勤務していたことは覚えている。」旨陳述していることから判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、D 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 56 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、前記取締役は、「申立期間当時の資料等は保存していないが、厚生年金保険に加入していない時期に申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」旨陳述している。

さらに、D 社の事業主は、オンライン記録において、申立期間前の昭和 43 年 4 月から、同社が厚生年金保険の適用事業所となる直前の 56 年 5 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険

者資格を取得している元従業員は、「私は、D社に昭和 53 年 4 月から平成 22 年 7 月まで勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 6 月からだった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月から23年3月まで
② 昭和23年3月から24年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、昭和22年6月から約3か月間は、A社で勤務し、そのB社においてC職として勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、昭和23年3月からD社においてC職として勤務したのに、厚生年金保険の加入記録は、24年4月1日からしかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「A社及びB社で勤務していた。」と申し立てているところ、申立人提出のB社の事業主が申立人に宛てた推薦状から判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。しかし、A社で勤務したことについては、申立人は、「同僚について記憶はない。」と陳述していることから、申立人のA社における勤務状況を確認する手掛かりは得られない。

一方、連合国駐留軍に勤務する日本人従業員に厚生年金保険法が適用されるようになったのは、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日付保発第92号厚生省保険局長通知)に基づき、昭和24年4月1日以降であり、申立期間は同法の適用から除外されていた期間に当たることから、厚生年金保険の被保険者とはならない期間である。

また、オンライン記録において、申立人が勤務したとするA社及びB社とい

う名称又は類似名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

申立期間②については、申立人提出のD社の事業主が申立人に宛てた推薦状から判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述のとおり、連合国駐留軍に勤務する日本人従業員については、昭和24年4月1日から、厚生年金保険の適用を受けることとなっていることから、申立期間は、厚生年金保険の被保険者とはならない期間である。

また、連合国駐留軍に勤務する日本人従業員を管理していた渉外労務管理事務所のうち申立人の勤務地を管轄していたE渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同時期に勤務したとする同僚4人のうち2人も、申立人と同日に資格を取得していることが確認できる。
(残る2人の被保険者記録は確認できない。)

このほか、申立期間①及び②における保険料控除に係る申立人の記憶は曖昧あいまいであり、控除を確認できる関連資料及び周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 8174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月1日から26年4月1日までの期間のうち約2年6か月

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社にB職として勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和24年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び申立人が申立期間当時の総務課長と記憶している者は連絡先不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員のうち連絡先の判明した一人に照会したが、回答を得ることができなかった。

さらに、申立人は、申立期間の約2年6か月の間に、A社で厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、オンライン記録を見ると、同社は、昭和23年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、24年11月2日に適用事業所ではなくなっており、適用事業所であった期間は約1年5か月であることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 11 月ごろから 19 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の総務担当者の陳述等から判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主及び当該総務担当者は、「申立期間当時の事務担当者が申立人の厚生年金保険の加入手続を失念したため、申立人を厚生年金保険に加入させていなかった。申立人の申立期間に係る厚生年金保険料については、給与から控除しておらず、社会保険事務所にも納付していない。」と陳述している。

また、申立人が所持する申立期間の一部に係る給与明細書を見ると、厚生年金保険料は控除されておらず、申立人提出の平成 19 年分の源泉徴収票を見ても、社会保険料等の金額欄は空欄であることから、申立期間に係る保険料控除はなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 2 日から平成 2 年 5 月 18 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 50 年 10 月 1 日から同社でアルバイトとして勤務し、61 年 5 月 2 日に正社員として認められて厚生年金保険にも加入したのに、被保険者記録は平成 2 年 5 月 18 日からとなっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の労働者名簿から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、商業登記の記録によると、A社がB社として法人格を有することとなったのは、申立期間より後の平成 19 年であり、また、申立人及び同社の役員が、申立期間当時の従業員数は 3 人から 4 人であったと陳述していることから、申立期間当時、A社は、厚生年金保険の任意適用の対象事業所であったと認められるところ、オンライン記録によると、同社が任意適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の 2 年 5 月 18 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、前述のB社の役員は、「当時の資料が無いので詳細は不明であるが、申立期間はまだ厚生年金保険の適用事業所ではないため、従業員個人で国民年金及び国民健康保険に加入してもらっていた。そのため、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と陳述しているところ、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、申立期間の一部に係る国民年金保険料を、申立期間内に納付していることが確認で

きる。

加えて、C市保管の記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和50年9月17日から平成2年5月19日までの期間に、国民健康保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月 19 日から同年 12 月 21 日まで
② 昭和 47 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①については、A社に入社し、B業務に従事していた。

また、申立期間②については、C社に勤務していた。同社には以前にも勤務していたが、再入社するきっかけになったのは、同社の関連会社であるD社の代表取締役の紹介によるものであり、勤務形態は、以前に勤務していた時と同じで、業務内容及び勤務時間等も同じで変わらなかった。

申立期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人はA社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、法人化した申立期間後の昭和 47 年 12 月 2 日になってからであり、申立期間は非適用業種の個人事業所であった期間に当たる。

また、申立人が名前を挙げた同僚も申立期間においてA社での厚生年金保険の加入記録は無く、同人の資格取得日は同社が適用事業所となった昭和 47 年 12 月 2 日であることが確認できるほか、ほかの複数の同僚からも「厚生年金保険に加入したのは、A社が適用事業所となった昭和 47 年 12 月 2 日からであり、同社が適用事業所となる前の期間は、国民年金及び国民健康保険に加入していた。」旨の陳述が得られた。

さらに、A社が法人化し適用事業所となった時から代表取締役となっている者からは、「当社が法人となる前の申立期間当時は適用事業所ではなかったため、給与から保険料は控除していなかった。」と回答している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による

検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、D社の代表取締役の紹介により、C社に再入社したと申し立てているところ、当時の同社の社会保険事務担当者及び専務取締役からは、いずれも「D社は、同じ敷地内にあった委託先の企業に過ぎない。申立期間当時、同社の代表取締役から、社会保険の適用事業所となるまでの間、同代表取締役を含む従業員を当社の社員という身分にして、社会保険に加入させてほしいと頼まれたので、そのように取り扱って社会保険に加入させていた。その後、昭和47年ごろに同社は適用事業所となったので、これら全員をその時点で資格を喪失させたが、申立人のことは記憶にない。なお、これらの者とは、当初から当社との雇用関係はない。」との陳述が得られた。

また、D社の当時の代表取締役からも、「当時、当社は社会保険の適用事業所ではなかったため、同じ敷地内にあった取引先のC社にお願いして、同社の社員という形にして社会保険に加入させてもらっていた。その辺の事情を詳しく説明しなかったため、申立人のように、自分はC社の社員であったと勘違いしている者もいるのかも知れない。しかし、申立人の申立期間の記録が無いことについては、その当時、申立人に仕事をお願いしたことは間違いのないと思うが、既に会社も無く資料も保存していないため何も分からない。」旨陳述しており、申立人の身分、勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

そこで、C社及びD社に係る両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を突き合わせて調査したところ、D社が適用事業所となった日（昭和47年3月1日）に、同社で被保険者資格を取得すると同時に、C社で資格を喪失している者が、当時のD社の代表取締役を含め4人確認でき、上述のC社関係者等の陳述を裏付けているものの、申立人の申立期間に係る被保険者記録は、見当たらない。

また、これら両社において被保険者記録のある上記同僚からは、「申立人がC社又はD社のどちらかで勤務していたことは記憶しているが、その在職時期及び期間については分からない。」と陳述している上、申立期間中にD社に入社した複数の同僚からは、「昭和47年8月に入社したが、申立人はD社に在籍していなかった。」旨の陳述が得られたほか、申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間における厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 16 日から同年 6 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について、A社(現在は、B社)における被保険者記録が無いとの回答をもらった。

しかし、年金手帳には厚生年金保険の資格取得日が、平成 7 年 5 月 16 日と記入されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持する年金手帳において、厚生年金保険の欄における「初めて上記被保険者となった日」が平成 7 年 5 月 16 日と記入されているので、資格取得日の記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、B社提出の「社員プロフィール」によると、申立人の入社日は、平成 7 年 6 月 1 日であることが確認できる上、申立人自身も、「私がA社に入社したのは、同年 6 月 1 日で間違いはない。」と陳述している。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における資格取得日は、平成 7 年 6 月 1 日となっており、オンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、B社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書」によると、申立人がA社で被保険者資格を取得した日は、平成 7 年 6 月 1 日であることも確認できる。

一方、社会保険事務所は、申立人所持の年金手帳の資格取得日が相違していることについて、「経緯等は資料が無く不明であるが、オンライン記録において、申立人の資格取得日を平成 7 年 6 月 1 日に訂正(訂正処理日は、平成 7 年

7月3日) していることが確認できることから、申立人の資格取得日は、同年6月1日と考えられる。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から平成 4 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社での勤務期間中、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人をA社へ紹介したとする者の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、時期は特定できないものの、申立人は、申立期間の一部の期間において、A社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、A社の元事業主及び申立人が同僚であったとする者に照会したが回答は得られず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することはできない。

さらに、オンライン記録により、上記の元同僚は、申立期間当時、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる上、B市の記録から、申立人は、申立期間に国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 2 日から 54 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書は所持していないが、勤務していた当時、事業主が「この金額では生活できないと思うので増額して支給している。」と話していたことを記憶している。

申立期間について、実際の支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時の給与明細書は所持していないが、明細書には、厚生年金保険料等を控除した後の差引支給額が記載されており、欄外に給与の上乗せ分及びその額を加えた総支給額が記載されていた。総支給額に比べて標準報酬月額が低く記録されているので訂正してほしい。」と申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人の申立期間当時の給与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間当時、A社では、B組織を通じて社会保険事務所への標準報酬月額等の届出を行っていたとしているところ、同社が給与計算を委託していた税理士事務所は、「当事務所では、B組織から通知された標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料の控除額を計算し、各従業員の給与明細書を作成していた。」と陳述しており、事業主が、申立人の給与から、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と異なる額の保険料を控除していたとは考え難い。

さらに、オンライン記録により、A社の複数の従業員（事業主を除く）に係

る申立期間の標準報酬月額は、申立人と同程度で、かつ、おおむね同じ推移で変化していることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみがほかの従業員と異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、A社及びB組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正された形跡は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年から 55 年まで
② 昭和 56 年 9 月 26 日から 57 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 10 月まで
④ 平成 3 年 4 月から 4 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 53 年から 55 年まで A 社が経営する B 事業所に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

昭和 56 年 9 月 26 日から 59 年 10 月までは、C 事業所に勤務していたが、57 年 6 月 1 日から 59 年 4 月 1 日までの期間を除いて厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②及び③）。

平成 3 年 4 月から 5 年 3 月 10 日までは、F 社に勤務していたが、3 年 4 月から 4 年 7 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間④）。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 53 年から 55 年まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有していた従業員 16 人を抽出し、このうち連絡先が判明した 9 人に文書照会を行ったが、回答を得られた 5 人全員が申立人を記憶していなかった。

また、申立人は、「申立期間当時、A 社における 1 日の勤務時間は 10 時間、1 か月の勤務日数は 25 日及び 1 か月の給与は 18 万円程度だった。」と陳述し

ているところ、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していた従業員は、「厚生年金保険に加入していたのは正社員だけであり、20歳未満の正社員の月給は10万円以下であった。申立人がA社で勤務していたとすれば、申立人の記憶する給与額（18万円程度）を踏まえると、申立人は、正社員ではなくアルバイト・パート従業員であったものと考えられる。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年8月1日であり、同社は、同日前の期間は適用事業所ではない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月1日から57年6月1日までの期間について、C事業所（事業所整理記号：D）に在籍していたことが認められる。

しかし、C事業所は、「申立期間当時、新入社員は雇用保険の加入手続後、当社における適性を見極めてから、厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と回答しており、同社において申立人と同じ昭和57年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚5人のうち、同社における雇用保険の加入記録が判明した3人の雇用保険の資格取得日は、それぞれ55年12月16日、56年8月8日及び同年8月26日となっており、いずれも厚生年金保険の資格取得日より先行していることが確認できる。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、昭和59年4月1日から同年10月までの期間もC事業所（事業所整理記号：E）に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、C事業所提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を見ると、申立人の同社における資格喪失日は昭和59年4月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認でき、同社も、「申立人は昭和59年3月31日に退職した。」旨回答している。

また、申立人のC事業所における雇用保険の加入記録及び受給記録から、申立人は、同社を昭和59年3月31日に離職した後、同年5月9日に公共職業安定所に対し求職の申込みを行い、同年6月16日から同年9月13日までの期間において、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

申立期間④について、F社提出の人事記録から、申立人は、平成3年12月9日にパート従業員として同社に入社後、4年7月1日に正社員に登用されていることが確認でき、申立期間のうち、3年12月9日から4年7月1日まで

の期間について、同社において勤務していたことが認められる。

しかし、F社は、「申立期間当時、当社は、正社員だけを厚生年金保険に加入させていたので、パート従業員であった申立人を厚生年金保険に加入させておらず、正社員登用前の申立人の給与から厚生年金保険料を控除することもなかった。」と陳述している。

また、F社は、「雇用保険についても厚生年金保険と同様に正社員だけを加入させていた。」と陳述しており、雇用保険の加入記録から、申立人は、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同じ平成4年7月1日に雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 9 月 1 日まで

私は、A社に昭和 54 年 4 月から 56 年 4 月まで、常勤社員として勤務していた。子供を保育所に入所させるため、勤務証明書を市に提出した時期を記憶しているので、入社時期は間違いないと思う。

入社当初から、勤務期間を通じて、B業務に従事しており、途中で勤務形態等が変更になったことはなく、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の「賞与支給対象者一覧」に記載された入社日から、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が、同一日に入社したと記憶する同僚の氏名が記載されておらず、同社提出の申立期間直後の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの期間の給与台帳を見ても、社会保険料が控除されている者と控除されていない者が混在していることが確認でき、申立期間当時の給与事務担当者であった現在の同社の代表取締役は、「従業員全員を社会保険に加入させていたわけではなく、短時間労働者のほか、主婦等保険の加入を希望しない者は加入させていなかった。」旨陳述している。

また、前述の代表取締役は、「申立期間当時、雇用保険と社会保険は同時に加入させていた。申立人は、両保険の資格取得日の記録が一致しているので、社会保険の取得日に誤りはないと思う。」と陳述している。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年から 50 年まで

私は、昭和 45 年から 50 年まで A 社に勤務していたが、年金事務所に照会したところ、当該期間について厚生年金保険の加入記録は無いとの回答であった。同社に勤務していたことは、多くの人が証言してくれるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、申立期間当時に、名字が「B」から「C」に変わったこと及び名前を「D」ではなく、「E」として勤務していたことが、A 社での年金記録が無い理由だと思う。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時の事業主及び同僚等の陳述から、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間の一部について、同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、同社の申立期間当時の事業主は、「当社は個人事業所であり、従業員の人数が 5 人未満であったため、適用事業所として届け出ていなかった。従業員には、国民年金及び国民健康保険への加入を勧めていた。」旨陳述し、申立人から名前の挙がった同僚の 1 人も、「A 社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と陳述している。なお、前述の申立期間当時の事業主は、昭和 48 年 4 月から 54 年 6 月までの期間について国民年金保険料を定額納付している。

また、申立人は、昭和 48 年 4 月 1 日に独立開業していることを認めており、申立期間のうち、同日以降は A 社における勤務を認めることはできない。

なお、申立人は、「名字が『B』から『C』に変わったこと及び名前を『D』

ではなく、『E』として勤務していたことが、A社での年金記録が無い理由だ
と思う。」と申し立てているところ、オンライン記録において、申立人の氏名
の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記
録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料
を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 31 日から 44 年 8 月 21 日まで
② 昭和 45 年 8 月 19 日から 46 年 1 月 27 日まで
③ 昭和 46 年 2 月 1 日から 47 年 8 月 24 日まで

平成 21 年 11 月ごろに、年金相談センターで年金記録を調べてもらったところ、A社、B社及びC社に勤務していた期間（それぞれ申立期間①、②、③）については、脱退手当金が支給されていると聞かされた。

C社では、D業務に従事していたが、体調が悪くなってきたので退職した。当時、脱退手当金という制度があることすら知らず、脱退手当金は請求も受給もしていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社、B社及びC社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶がなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び裁定伺を見ると、同裁定請求書は昭和 47 年 9 月 20 日にE社会保険事務所（当時）で受け付けられ、申立人の脱退手当金は、同年 11 月 7 日に支給決定された後、同裁定請求書に記載された申立人の当時の住所地にある最寄りのF郵便局に送金されて支払われていることが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が昭和 47 年 9 月 20 日に重複取消されており、申立期間の脱退手当金が同年 11 月 7 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消が行われた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成元年 10 月 16 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 62 年 8 月にアルバイトで入社し、平成元年 10 月に正社員になるまで継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社を買収し、同社の営業権等を譲渡されたB社の総務担当者は、「アルバイトは、申立期間当時は厚生年金保険に加入しておらず、正社員採用と同時に健康保険及び厚生年金保険に加入していたと思われる。」と回答しているところ、同社が提出した申立人に係る履歴書には「平成元年 10 月 16 日現在」の記載があり、この日付は申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員のうち、所在が判明した 13 人に照会したところ、回答のあった 6 人のうち申立期間当時の総務担当者を含む 5 人は、「アルバイト従業員は、厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

さらに、申立人は同僚二人の名字を記憶しているが、オンライン記録において、該当する名字の被保険者は見当たらない上、名字のみの記憶であり個人を特定することができないため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、平成元年10月16日に被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

A社には、昭和 58 年 3 月 22 日から平成 2 年 11 月 30 日まで継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は平成 18 年 8 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿により、申立期間当時に代表取締役又は取締役であったことが確認できる 3 人に対し照会を行ったところ、全員から回答を得たが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録があり所在が判明した 10 人に対し申立人の申立期間における勤務状況等を照会したところ、聴取することができた 7 人のうち 4 人は申立人を記憶しているものの、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、A社に係るオンライン記録により、昭和 42 年 1 月から 62 年 4 月までに被保険者資格を取得した 38 人（申立人を含む）について、資格喪失日を見たところ、14 人が 21 日付けの喪失、13 人が 1 日付けの喪失であることが確認でき（他の 11 人はそれ以外の日に喪失）、当該事業所では 20 日が給与締

め日であることから、21日（給与締め日の翌日）の資格喪失者と月初（1日）の資格喪失者がほぼ同人数いることが確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において平成2年11月20日に離職しており、この記録は厚生年金保険被保険者資格の喪失日（離職日の翌日）と一致しているところ、同社に係るオンライン記録により、5年から11年にかけて厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚4人の離職日も厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できることから、同社は、厚生年金保険と雇用保険の資格を同時に喪失させる取扱いであったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 2 日から 39 年 11 月 30 日まで
② 昭和 39 年 12 月 1 日から 41 年 3 月 30 日まで
③ 昭和 41 年 4 月 1 日から 46 年 12 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①、②及び③について加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①は、昭和 28 年 3 月 2 日から 39 年 11 月 30 日まで、A社でB業務に従事していた。申立期間②は、同年 12 月 1 日から 41 年 3 月 30 日までC社でD職をしていた。申立期間③は、E社でF業務に従事していた。

申立期間①、②及び③について、いずれも「G」あるいは「H」と名のって勤務し、給与から厚生年金保険料を天引きされていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録ではA社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 31 年 7 月 1 日、適用事業所ではなくなったのは 32 年 12 月 1 日であることが確認できることから、申立期間のうち、31 年 6 月 30 日以前及び 32 年 12 月 1 日以降は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、「申立期間当時、私は学生で会社のことは全く分からない。当時の資料も残っていないので、申立人のことは分からない。」と陳述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間

に被保険者記録がある6人中、所在が判明し回答が得られた元従業員は、「私は、中卒で15歳から18歳までA社で勤務していたが、申立人の名前を聞いたことがない。また、勤務していた当時、従業員でB業務をしている者はいなかった。」と陳述している。

加えて、上述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録により事業主が「I」名のJ業種事業所を検索したところ、K市において「L社」が存在したが、同社は、昭和46年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない上、C社及びL社の所在地を管轄する法務局において、両事業所に係る商業登記の記録は見当たらない。

また、上述のL社は、昭和59年12月20日に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっており、申立期間当時の事業主及びその妻は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない。

さらに、申立人が当該事業所の事業主であったとして名前を挙げた者は、名字のみの記憶であるため、個人を特定することができない。

加えて、オンライン記録によると、上述の事業主は、申立期間当時、M社（昭和35年7月1日から40年3月1日まで）及びN社（昭和40年3月1日から42年11月1日まで）において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、両社において申立人が被保険者であった記録は見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人が名前を挙げた元事業主の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、E社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、E社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同社を管轄する法務局においても、商業登記の記録が確認で

きない。

また、上述の事業主は、「E社は、私が最初に始めた個人事業だったので、当時は資金に余裕もなく、厚生年金保険等には入ってなかったように思う。」と陳述している。

さらに、上述の事業主は、「私が、当時、事務は全部行っていたが、従業員の給与から厚生年金保険料を控除した記憶がない。」と陳述している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料控除を確認できる関連資料は無い上、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社総務課人事係が保管する申立人に係る人事記録によると、申立人は昭和57年4月1日付けで、「B職に採用する、任期は昭和57年9月29日までとする。」と記載され、また、同年9月30日付けで「昭和57年9月29日限り退職した。」と記載されており、社会保険事務所の記録（昭和57年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失）と一致する。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の記録を見ると、離職年月日が昭和57年9月29日と記録されており、厚生年金保険の被保険者記録と符合する。

加えて、A社総務課人事係は、「申立期間当時は規定によりB職（非常勤社員）の任期満了日は、3月30日若しくは9月29日とし、3月31日若しくは9月30日を厚生年金保険の資格喪失日としていた。よって、退職月は厚生年金保険被保険者期間とならず、保険料控除もしていなかった。」としているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に記録の有る申立人と同職種のB職（非常勤社員）12人を抽出し、任期及び厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を照査したところ、12人全員の任期満了日が3月30日若しくは9月29日で、3月31日若しくは9月30日に資格を喪失していることが確認できる。

また、上記12人に事情照会し、7人から回答を得られたところ「A社から、

B職（非常勤社員）の任期満了日が月末日の前日となること、及びその結果、退職月は厚生年金保険被保険者期間とはならず、保険料控除も行わないとの説明を受けた。」旨の陳述があった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 25 日から 41 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 7 月に A 社に入社したが、その後、同社は、いったん廃業し、B 社及び C 社に分離しており、40 年 12 月末ごろまで C 社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、私が C 社に勤務していた昭和 30 年 6 月 25 日から 40 年 12 月末ごろまでの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認でき、申立期間当時の事情を知る複数の同僚の陳述から、申立人は、A 社が廃業し、適用事業所ではなくなった昭和 30 年 6 月 25 日と同日に同社での被保険者資格を喪失後、期間は特定できないものの、C 社に在籍していたことが推認できる。

しかし、申立人が勤務したとする C 社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、また、申立人が記憶する事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

さらに、申立人が、A 社から C 社に移籍した同僚として名前を挙げた同僚は、既に死亡又は所在不明等である上、同社の事業主も死亡しているため、これらの者から、同社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
④ 昭和 58 年 3 月から同年 7 月まで
⑤ 昭和 58 年 7 月から同年 11 月まで
⑥ 昭和 58 年 11 月から 59 年 3 月まで
⑦ 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
⑧ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社、C社、D社、E社、F社、G社及びH社で勤務した申立期間①から⑧までの加入記録が無いとの回答を受けた。いずれの申立期間も常勤社員として勤務したので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが推認できる。

しかし、申立人は、その兄と一緒にA社に入社し、一緒に退社したと陳述しているが、同人には、同社における被保険者記録は無い。

また、複数の同僚は、申立期間当時、A社の従業員数は8人から10人であったと陳述しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立期間の被保険者数は、4人から8人の間で推移していることから、当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、平成7年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も所在不明のため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、元役員及び同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務したことが推認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和40年1月26日にいったん厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、42年2月1日に再度適用事業所となっており、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではない。

また、B社の経理及び社会保険事務担当の元役員は、「申立期間当時、B社では、厚生年金保険に加入したくないという従業員が多数おり、希望者のみを加入させていた。」と陳述しているところ、同氏が記憶する元従業員5人のうち3人は、同社において被保険者としての記録は無い。

さらに、B社は、昭和61年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡しているため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、元事業主の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が、C社で勤務したことが推認できる。

しかし、上記の元事業主は、「申立期間当時の資料は残っていないが、当時、入社してもすぐに、より給与の高い会社に転職する者もいたので、採用後3か月経過してから厚生年金保険に加入させていた。ただし、加入を希望しない者については加入させていなかった。」と陳述している。

また、申立期間にC社で被保険者記録が有る元従業員が保管する同社の社員住所録（年度は不明）に記載されている全従業員30人のうち4人は、同社において被保険者としての記録が無い。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立人は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、当該期間に国民健康保険に加入していることがI市の記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④及び⑤について、申立人は、I市内に所在するD社及びE社でそれぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、D社及びE社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、両社を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態等を確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、当該期間に国民健康保険に加入していることがI市の記録により確認できる。

なお、申立人が陳述するD社及びE社の所在地に近接するJ市において、両社と事業所名が類似するK社が申立期間に適用事業所であったことが確認できることから、同社の元事業主及び元従業員に照会を行ったところ、元従業員2人が申立人を記憶していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務したことがうかがえる。しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみても、申立人の氏名は記載されていないほか、上記の元従業員2人は、申立期間当時の従業員数は13人から15人であったと陳述しているが、同名簿において確認できる申立期間の被保険者数は、9人から11人の間で推移していることから、当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。また、同社は、平成14年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間④及び⑤に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑥について、複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がF社で勤務したことが推認できる。

しかし、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和60年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、上記の同僚の一人は、「申立人は、自分が昭和60年2月に入社したときには既にL職として勤務していたが、会社から自身の健康保険被保険者証を交付された同年6月ごろに会社を辞めた。」と陳述している。

さらに、F社の元事業主に照会を行ったが、回答は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、当該期間に国民健康保険に加入していることがI市の記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑥に係る保険料控除を確認できる関連資料は無

く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑦について、元取締役二人及び同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がG社で勤務したことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、G社は、平成2年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、G社は、平成19年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡しているほか、上記の元取締役二人は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況は不明である。」と陳述しているため、同社等から、申立人の保険料控除の状況を確認できない。

さらに、上記の元取締役の一人は、昭和58年4月から平成2年3月までの国民年金保険料(昭和63年1月から同年3月までの期間を除く。)を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、当該期間に国民健康保険に加入していることがI市の記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑦に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑧について、雇用保険の記録から、申立人が昭和60年7月2日から61年4月19日まで、H社で勤務したことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、H社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、H社の元事業主は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人の給与から保険料を控除していない。」と陳述している。

さらに、上記の元事業主は、昭和60年4月から平成12年3月までの国民年金保険料(昭和60年8月及び同年9月並びに61年1月から同年3月までの期間を除く。)を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、当該期間に国民健康保険に加入していることがI市の記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑧に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 58 年 4 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 57 年 11 月から 58 年 4 月末までB職として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが推認できる。

しかし、申立人が名字のみを記憶する同僚3人のうち、申立人の上司であった者を除く2人は、A社において被保険者としての記録は無い。

また、当該元上司は、「申立期間当時、A社では、厚生年金保険に加入していない従業員もいた。」と陳述しているところ、同人、A社の元役員及び複数の元従業員が陳述する申立期間当時の同社の従業員数は120人であるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる当該期間の被保険者数は104人であることから、当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、平成10年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているほか、上記の元役員は、「申立期間当時の資料は残っていない。」と陳述しているため、同社等から、申立人の保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和55年4月から58年10月まで、国民年金保険料の申請免除を受けていることがオンライン記録により確認できる。

また、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 19 日から平成 2 年 2 月 16 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 63 年 11 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶する上司及びA社において申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた 13 人中 3 人が申立人を記憶しているものの、いずれも申立人が申立期間に同社で勤務していたか否かについては記憶していないため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、A社提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、資格取得日は、オンライン記録における資格取得日と同日の平成 2 年 2 月 16 日と記載されているところ、申立期間当時の経理事務責任者は、「申立期間当時、当社では、人の出入りが激しく、入社してもすぐに厚生年金保険に加入させないこともあった。」と陳述しているほか、同社は、「当該資格取得確認通知書から、申立期間の保険料を控除していない。」と陳述している。

さらに、申立人は、昭和 43 年 4 月からA社で資格を取得する直前の平成 2 年 1 月までの国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる上、昭和 42 年 4 月 1 日から同社で資格を取得した日の翌日の平成 2

年2月17日まで、国民健康保険に加入していることがB市の記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。